論　説

ジェンダーの日本近現代史(2)

栗　原　る　み

第１章　自由民権運動には平和を創るジェンダー理論があった

は　じ　め　に

現代日本で男尊女卑を口にする人は、少なくなった。しかし、1945年に日本が第２次世界大戦に敗北し、民主化するまで、日本では男尊女卑が制度化されていた。私の母は、私が幼い頃「あなたは男女同権の時代に生まれてきたのだから、」と自分の育った大正・昭和戦前期との違いをのべていた。私の育った時代が実は男女同権ではなく、近代家父長制の差別に彩られていたことはだいぶ後になって認識できたことであったが、少なくとも、建前としての男女同権が憲法によって謳われてはいたからであった。

すばらしい伝統は大切にしたいが、差別の伝統はひきつぎたくないと思う。男尊女卑の伝統は私にとっては引き継ぎたくない伝統である。私は戦前の家父長制の伝統も、戦後の家父長制の伝統も、ともに引き継ぎたくないと考えている。そして男尊女卑の現れ方は、戦前の家父長制と戦後の家父長制では、異なっているとも考えている。

そこで、本章では、大日本帝国の形が明らかになってくるとともに戦前期の男尊女卑が再構築される以前には、平和を創るジェンダー理論に連なる伝統が見いだされるのではないか、ということを述べてみたい。ジェンダーの視点か

らいうと、生まれ出でた人は、感知できるまわりの情報・知識・思想・文化や雰囲気を学びつつ、自分を形成していくことになる。私たちにとって、伝統のどこをとるか、そこはとらずここをとるという、個人としての判断軸をもつことが、必要となるであろう。

開国によってもたらされた情報・知識・思想・文化は、ボディーブローのような影響力をもつことになったと思われる。「戦争を起すエリート同盟」が、圧倒的な財力知力により、何をとり何を排除するかを決定し、支配イデオロギーを創出した。だが、政府によって奨励されず、禁止されたとしても、抹殺されつくされはしない新しい思想、発想も、解放を求める人々と解放の理論を必要とする日本の構造とが存在したかぎり、日本に及ぶことになった。その時代の世界最先端の「平和を創るジェンダー理論」の萌芽も当時の日本に生きる多くの人々が実は欲している論理であった。

福沢諭吉[1]も植木枝盛[2]も、男女同権論者であった。男尊女卑は、近世までの過去のものであり、文明開化によってそれは消滅すべきものである考えていた。もちろん、私たちが、フェミニズムやジェンダー理論によって気づかされた近代家父長制の男女不平等の問題についての解決策がそこで論じられていたわけではない。したがって、男も女も自由に恋愛によって結婚をし、お互いに愛し合っている状態が消滅したり、別の人を愛した場合、結婚を解消して、自立できる男と女でありうる条件が、問題にされた訳ではない。しかしながら、夫は妻がいても、妾を持つことはでき、娼婦を買うのも自由であるのに、妻は夫に対して貞操義務があるといった不平等が、あたりまえとした民法体制への疑義は、その制度が構築される前には存在していたのであった。男尊女卑はなくすべきものであり、男女同権の姿は不明瞭とはいえ、男女同権を求めることが必要だ、という議論は存在したのであった。自由民権運動のなかで突出した仕事を残した植木枝盛は1886（明治19）年に、武力・腕力・戦争と、儒教・仏教と専制が男女差別を支えた実態と思想だと指摘していた。植木は男尊女卑の残存する理由について、智識が開けず文明が進まず、野蛮故だと批判している。

ここでは、植木の議論を当時の彼のテキストによって確認しておこう。男尊女卑の風習の所以を、封建制、戦国時代、腕力重視、儒教、仏教，専制主義等の要因から、次のように分析、説明している[3]。

第１に、男尊女卑は封建制の産物だという。封建制下の武家では、男子のみが家を継ぐことができたからである。

封建時世は何故なれば男尊女卑を産出したるや。抑も封建の時世に於ては主として尚ぶ所のものは武に在り。斯かる場合に在り世間なによりも武が第一であるゆえ凡そ武略に達し武術に長じ、都べて武事武力の優れる者に非らざれば勢力を得ることも叶い難く、功名を博することも出来べからず。封建の時分に当りては平民よりも殊に士大夫の家に於て婦女を軽賤することの甚しかりしが如きは更に故ある。凡そ士大夫の家たる孰れも君侯より知行を貰ひ扶持米を頂戴し其れにて暮し行く訳なるに扨て其の家を立つるには封建の様として必ず男子に限ることと為し婦女にては叶ひ難きことなりしかば男子は自然に価値を生じ権勢を得たれども女子は畏縮して居るより外いた仕方なかりしなり。日本などにて婦女を軽賤するの習俗は、第一に封建時代の産出する所なりとは唱導するなり。噫我が婦女の為めに最も讐敵たりし者は彼の封建時代にあらずや。今日の婦女たる者其れ何んぞ之を追想し以て大いに憤然たらざるを得んや[4]。

第２に、男尊女卑は戦国時代によるものだと述べている。戦国時代は武事軍事ばかり重視し、文事が衰退した時代であった。そのことにより婦女が価値をさげ、地位を落とし、勢力を失ったとも指摘している。

渾べて戦国時代は何故なれば婦女を軽賤するの習俗を起たる乎。夫れ戦国時代の有様たるや兵乱絶ゆることなく殺伐是れ事とし復た其他あるに非らざるなり。左れば此の場合に於ては最も主として尊ぶ所のもの強勇に在り[5]。

右等の世紀中（戦国の時代のこと）文事の凋落退縮すること斯くまでに甚だしきを極め而して唯り武事軍事にのみ馳せたることなれば其の長き年間に婦女たる者が価値を減じ地位を落とし勢力を失ひしこと推測するに足るべし[6]。

第３に男尊女卑の風習をもたらしたものとして指摘しているのは、腕力重視である。未開、野蛮の社会では、禽獣社会の弱肉強食が支配的であり、その業務は多く腕力を要するものに傾きがちなため、婦女の真成の価値が顕われないとしている。

封建と云ふにあらず戦国と云ふにあらざるも都べて其の仕事向きが荒々しき境遇にては平常業務を執るに主ぱら腕力（単に手の力を云うにあらず広く形体の力を指す）を要するなり[7]。

野蛮世界に発生したる所の（腕力重視による）男尊女卑は延て其後の戦国時代に及び之れが戦国時代に流れ来りて更らに愈々其の慣習を固結せしめ加ふるに其間適ま人心を感化したる所の学問及び宗旨に於ても亦自から男尊女卑を加勢を為したるにぞ其の習俗は甚だ牢ふして抜くべからざるに至りしなり[8]。

第４に、男尊女卑の風習にも地域や階級による違いがあるという指摘がある。夫婦の不同等は、武士が最も激しいと指摘している。

男女の間、夫婦の間に不同等をきわむるは則士大夫にして農民は之に次ぎ商人に至っては左程に甚しからず[9]。

第５に、男尊女卑を正当化するイデオロギーとして儒教をあげている。小学、女論語、女小学のテキストにより、次のように、婦女を軽蔑する儒教の教義を説明し、世の婦女よ、彼の儒学を攘斥せよと呼びかけている。

男尊女卑の風習が儒教の為めに益増長したりとは如何。扨て此の儒門の書には男女の理、夫婦の道に就て何らの訓言を載するや。吾輩は曾て幼少の時に当り先づ小学の一書を学ひしが其中に於て左の一項あるを記憶せり。孔子の曰く、婦人は人に伏す、是故に専に制するの義無し。三従の道あり、家に在っては父に従ひ、人に適ては夫に従ひ、夫死しては子に従ふ。敢て自ら遂くる所なし。教令閨門より出でず、事饋食の間に在て而已矣。是故に女は日を閨門の内に及ふ（及日は猶ほ終日と云ふがごとし）。百里にして喪に犇らす事、擅に為ること無く行、独り成すこと無し。参はり知て而して後動き験すべくして而して後に言ふ。昼も庭に遊ばす、夜行くときは火を以てす、以て婦徳を正ふする所也。婦に七去あり、父母に順ならざれば去る、子無ければ去る、淫すれば去る、妬なれば去る、悪疾あれば去る、多言なれば去る、竊盗すれば去る。吾輩は又曾て女論語てふ書を閲するに左の如き訓言あるを見たりき。女は閨門に処り戸を出さしむることを少なくし来れと喚へは便ち来り、去れと喚へば便ち去る。稍従はざることあらは当さに叱怒を加ふべし。朝暮訓誨各事務を勤め、地を掃ひ香を焼き麻を紉き苧を緝ぐ。若し人の前に在らば他の礼数を教へ茶湯を逓献し従容として退歩す。又世に女小学てふ一書あり。夫婦の事に就き訓誨して曰く夫は天にたとへ女は地にたとふ、されば夫の貴きこと天の高きが如し。妻たる者の心得ある、夫婦とおもふゆえになるるにしたがひて、うやまひにおこたるなり、心さしにも違ふぞかし、始より終まで主君と思ひつつしみつかふまつらば過すくなくなからん。此教をよくよく守りなば常に傍に居て枕をあふぎふすまをあたためんよりまされる孝行なるべし。何んぞ其の婦女を軽賤するの甚だしきや。抑も孔子などが右やうの立言を為したるは敢て法律上に就き男女の権利義務を論定したる所以にはあらざれども、其れとて本来に男女を以て同等と為るの精神思想は決して之れあらず。而して婦女は則男子に隷属するものなりと認むること自から文面に顕見して掩はんと欲するも能はざるなり。儒教の婦女を軽賤すること其れ此の如く。而して我が日本ならびに支那朝鮮等に於ては其の社会人民が古来該教の為めに感化を与へられしこと浅少ならず、随って男尊女卑の風習を増長したること夥しかりしなるべし。噫世の

婦女よ。彼の儒学を攘斥せよ、彼の四書五経及び小学等を破砕せよ、是れ汝が為めの讐敵にあらずや[10]。

第6に、男尊女卑を支えるイデオロギーとして仏教も機能してきたと指摘している。仏教は女は罪深いとか、不浄とか主張していた。

仏教も亦男尊女卑の風習をして益増長せしめたり。該教が男女の事に関して説く所を問へば或は曰く、「女には五障三従と称へ男にまさりて深き罪あり」と。或は曰く「不浄の女身」云々と。蓋し仏法に於て斯の如く婦女を賤しむものは畢竟如何なる仔細ありて然ることなるや、吾輩は未だ詳知せざれども何にしても仏法に於ては最初其始祖の釈迦が大に女色の弊に感し自から之を戒め且つ人をして之を戒めしむる切なるより随って婦女を賤しむに至りしこともあるべし。将た仏教は釈迦がブラモンの悪弊を見るに忍びずとて別に創立したるものなりとは云へ、深く吟味をすれば矢張ブラモンに承けたる所あるを免かれざる訳なれば、本来ブラモン人間に種類を分ち強く階級を付けることの余習が延いて婦女を賤しむの陋風を生じたるやも知るべからず、豈に厭ふべきことにあらずや。其れ此の如くなるがゆえに吾輩は仏法も亦男尊女卑の醜俗を養成したる一部分なりと考察せざるを得ざるなり。噫世の女子達よ、希くは之を思へよ[11]。

植木が男尊女卑の理由として第7に指摘しているのが、専制主義である。

男尊女卑の風習は大に専制主義と相ひ牽連する所あるべし。抑も専制主義に於きては元来が其名の通りに専制なるがゆえに之を達するが為めには一方をは非常に尊きものとし、一方をは非常に卑しきものと為し勉めて階級を作らざるを得ざるなり。何となれば彼れも此れも同等と為したるときには、専制は甚だ将ひ難ければなり[12]。

以上のように、植木枝盛にとって、男尊女卑の風習は、古い克服すべき時代の産物であった。すなわち時系列的にさかのぼって、武士＝士大夫の家を媒介にした秩序維持を至上命題とした江戸時代の封建制、兵乱が絶えなかった戦国時代の武力と軍事による秩序形成、それより以前からの野蛮な腕力による支配の存在を指摘し、男尊女卑の風習は、かかる支配構造に由来するものであることを明らかにしたのであった。更にそうした支配構造を支えた男尊女卑を内包するイデオロギーとして、儒教と仏教について論じている。儒教は女性を専ら父、夫、子に隷属すべき存在と教えるものであったし、仏教は女を男より罪深い存在と説くものであったことを指摘している。そして当時自由民権運動が批判しようとしていた専制という支配のあり方を、格差・階級をつくり、男尊女卑を固定化するシステムとしたのであった。植木枝盛にとって、これらは旧来の克服すべき古い時代の遺物であった。したがって、文事、言論、民主主義による合意形成が目指されるなら、すなわち文明化が進むならば、男女同権になるはずであるという展望を述べていた。なお、上記第４の階級と地域差による男尊女卑の現れ方の差異についての指摘については、第１節２の武士、農民、職人、商人による家族制度の違いに関する森嶋通夫の指摘（145ページ）に譲りたい。

しかしその後の戦前の時代、自由民権運動の時代に論議された、女性差別はおかしい、封建的な古い考え方だという思想は、制度的には抹殺された。むしろ、女性差別はよりひどくなっていたのかも知れない。戦後民主化の時代に至り、田辺繁子[13]は、1898（明治31）年に制定され1947（昭和22）年に廃止された民法親族編を貫いていた男尊女卑の精神について、植木と同様に儒教、仏教の影響を指摘しつつ、次のように解説している[14]。

男尊女卑の精神を支えた第１の柱は、女性に教えられた服従の道徳であった。女大学とその由来の儒教による女性に奴隷的服従を強いる道徳が、明治民法の「妻の無能力規定」や、「夫婦の財産の規定」「母に親権のない規定」「妻に

相続権のない規定」「親族会議を重要視して、未亡人を無視したような規定」の根拠となって作用していたと指摘している。

我が国女大学に「三従の訓」と言われるものがあります。この服従というのは、まったく理屈ぬきの服従で、たとえ父や夫の方がまちがっていても、反対することは許されないのです。また、これは同時に女性の「独立否定」の精神を含んでいます。封建的な女性観中のもっとも根幹をなすもの。女大学は、「総じて女の道は人に従うにあり」として、女性の人格の独立、尊厳を否定し、「女子は幼にしては父に従い、嫁しては夫に従い、老いては子に従う」として、終世、その時々の家長である男性に従属して、自己を主張することを禁止しています。又、「婦人は別に主君なし、夫を主人とおもい、敬い謹みて事うべし」とか「女は夫をもって天とす」等といっています。この奴隷的服従の道徳はアリアン人にも共通の道徳でした。ですからアリアン人の文明、ギリシャにもローマにも又、印度にも同様の思想がみられます。わが女大学は、儒教から来たといいます。即ち『小学』には、「孔子曰く、婦人は人に服するにあり。故に専制の義なく、三従の道あり。家にありては父に従い、人に適いでは夫に従い、夫死しては子に従う。あえて自ら遂ぐるところなきなり」と記してあります。印度でも、アリアン人が印度に入って来た初めの頃には、女子の地位が高かったらしく、有名なリダ・ヴェータの賛歌の中に「夫の姑に対して主権者たれ、夫の兄弟に対し主権者たれ、夫に対し主権者たれ」と妻の地位の高いことを歌ったものが見られるのですが、漸次かわってゆき、父権的家族制度を確立するマヌ法典の項には、「少女、あるいは若き婦人、あるいは老いたる婦人は、たとえ、家庭の用事といえどもなにごとも独立にてなすべからず。女子は幼にしてその父に、若きときはその夫に、夫死したるときはその子息に従うべし。女子は決して独立を享受すべからず。」「貞節なる妻は、夫を絶えず神として崇むべし」等と規定しています。こうした服従、独立否定の思想が、今度廃止された民法の女性の人格を無視した、「妻の無能力」規定や、「夫婦の財産の規定」「母に親権のない規定」「妻に相続権のない規定」「親族会議を重

要視して、未亡人を無視したような規定」の根拠となって作用していたものだと思います[15]。

男尊女卑を支えた第２の柱は、女の心はよこしまとし、女を邪悪視する思想であった。仏教に由来すると指摘している。

女の心はよこしまなものだとするのが、又、この男子中心の社会に共通な女性観。仏教の経文には、「女は邪悪にして、蛇以上に邪悪なり」等という、ふらちな文句も見え、佛教のさかんな裏日本の方面などには、この佛教の思想は相当女性の地位に悪い影響を及ぼしているよう。心のまがった女、目には見えないが頭に角がある。だから、角かくしをしてお嫁入りをするとか、女はなかなか心が悪いから、極楽へはいかれないが、ただ南無阿弥陀仏を唱えれば、すくっていただけるとかいうことを、幼いときに信仰の深いおばあさんなどから聞かされた方も多いことと思います。性質の邪悪であることは、うっかり信用できない、不信な存在と思われることであり、万事、女性が単独に決定できないような法律に仕組む根底になったものと思います[16]。

男尊女卑を支えた第３の柱は、女は物であるという思想である。女を男の所有物とみなし、物扱いにしていることが「嫁にやる」「嫁をもらう」「娘を片づける」という言い方に現れている。

古代法でもいつも婦人は「物」でした。古代法などとわざわざ数千年も昔にさかのぼる必要はありません。日本でも女は物扱いにされて、最近まで売買されていました。又、現に、「嫁にやる」とか「嫁をもらう」とか「娘を片づける」とかいっているではありませんか。結婚の形式は、略奪婚、売買婚、贈与婚と進んできますが、そのどれを見ても女性は物。旧約全書の中では、婦人は牛馬と一緒に戦利品だといっているところがあります。印度の法律には、「すべて市場価値ある

物品」というものが列挙してある中に、婦人は日傘などと並べて書かれています。獣と一緒に並べたり、宝石と同様に扱っているところもあります。「物」即ち「人格なきもの」の思想は、又、わが旧民法の女性無視の規定の根拠にしらずしらずなっていたと思うのです[17]。

男尊女卑を支えた第4の柱は、女は卑しいもの、不浄なものとする考え方である。

女は卑しいものだ、不浄なものだ、と考えられることも、又、この男子の権力の確立した社会に共通な女性観です。わが國の男女不平等の悪習慣の中には、この思想から来るものが極めて多いのです。男風呂、女風呂と別の風呂をたてる地方、おなじ風呂でも、男は、下男に至るまで全部が入ってから女が入る地方、食事などでも男ばかりが先に食べて、女はその残りをたべる地方、同時にたべても、男はたたみの上、女は土間で腰かけて食べる地方等と、みんなこの思想のためです。なぜ、女を卑しく考えたか。不浄とするのは、女性特有の生理的な現象から来るものが多いように思われますが、卑しいとみるのは、「家」の長が男子であること、及びその継続が男系家督相続制度であるということと密接な関係があります。一つの家庭の中で男子家長が威張り、又、男児、特に相続人が非常に大切なものとして特別扱いにされていること。そのことのために、家庭内における女性の屈従的地位があたりまえのように行われ、男よりも卑しめられているのです。男の人はあたたかい御飯をたべ、女の子はおひや御飯をたべるとか、男の子には特にいいもの、大きいものを与えるとか、すべては「家」或いは「家の存続」「家名を挙げる」というような思想に深い繋がりを持つ現象です。この思想は発展して、父側の親族の尊重、母側の親族の軽視、無視等ともなり、あらゆる法律の男女不平等の規定には、こうした考え方のあることを無視することは出来ません[18]。

男尊女卑を支えてきた第5の支柱として植木が指摘するのは、女は愚かであ

る、あるいは女は愚かな方がいい、という見方であった。

これも随分根強い思想です。「女子と小人は養いがたし」とか、「女さかしゆうして牛売りそこなう」などと言われています。白河楽翁等も、「女子に才あるは、かえって害をなす」というようなことを言っています。女子に学問はいらぬ、ボンヤリしている方がよいというまちがった思想は、どれぐらい女性の向上を阻んで来たことでしょうか。男子家長が専制を続けるためには、女性の盲目が必要だったのです。女は愚かだと思い込んでいる男子のつくった法律です。そこには、妻がひとりできめた事を取り消す夫の権利がきめてあったり、妻の財産も夫がめんどうを見るように定めてあったり、子供に対して監護教育の権利のない母の規定があったりしたのは、また、当然だったと思われます。以上述べたような女性観が、旧法には作用していたということを頭に置いていただければ、そんな女性無視の法律が出来ていた事、又、それが長らく当然のように思われていたこともわかっていただけると思います[19]。

戦後、憲法が制定され男女同権が宣言される以前の女性たちは、男に服従すべきもの、邪悪なもの、といわれ、物扱いされ、卑しいものとされ、愚かであるとされてきたという。男女同権の日本国憲法を制定してから62年、女性差別撤廃条約を批准して24年を経過している現在ではあるが、読んでみると、どこかにその名残のようなものを潜めている言説は、今もあるような気もする。

1886（明治19）年の植木枝盛は封建時代の産物だった男尊女卑は文明化によってなくなるはずだと考えていた。ところがそれから62年後の1948（昭和23）年、田辺繁子は前年の民法改正まで存在していた明治民法が男尊女卑を支えていたと述べていた。植木と田辺の男尊女卑についての現状指摘を簡単に対比してみただけで、明治憲法・民法体制によってこれまでの偏見を打破するどころかそれに依拠しつつ、より固い男女差別が構築され、差別はむしろ維持強化されたように思われる。男女差別が立憲主義のもとで定式化され、封建制下の武家の

制度を下敷きに家制度が作られ民法が制定されていくまで、さまざまな議論があった。そうした制度設計に反対する声もあった。だが、大日本帝国憲法が欽定され、民法が制定され、教育が儒教で彩られることによって、以後実現したとされる戦前の文明化とは、植木や福沢が構想していたような男尊女卑を解消するものではない、特殊日本的文明化だったということだろうか。男女差別は1948年段階には、自由民権の時代よりもより厳しい差別的傾向を顕在化させつつ、社会のなかに存在しつづけていたのであった。もちろん、その間にはたくさんのやってられないとか、批判とか、変だという声は存在し続けたとはいえ、言論の自由のないところでは、表面化できない側面が多く見られた。

取り入れられたものがさまざまな影響をおよぼして、強者にとって都合のよい伝統と近代的な制度とのミックスによる明治憲法・民法の体制が形成されていく。この体制こそ、第2章で明らかにするように、戦争を起すエリート同盟の論理が戦前日本的な形で、支配の論理として姿を明らかにしたものであった。戦争すなわち富国強兵を第一義とする支配層の専制論理に規定され、必ずしも、意図的であったのかどうかは別にしても、結果的に、女性をモノとみなす切り捨てに象徴される家制度を基底とする身分制度が再構築され、契約の名の下で生存権の危機を内包する経済制度を補完しつづけたのであった。そこでは、女は自立する条件を奪われ、男に依存して生きるしかない存在として縛られ、妻役割と娼婦役割に分断されることとなった。

本章では、この戦前的な戦争を起すエリート同盟の制度が成立するまでの過程では、もう少しさまざまな試行錯誤があったところを、見ておきたい。

第1節　個人と家をめぐる揺らぎ（生活（家族）の視点）

1．身分制の解体と家族をもたない女性

福沢諭吉の『学問のすすめ』がでたのは、1872（明治5）年だった。「天は

人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云えり」は、誰でも学んで智識をつければ、いい仕事につけるという、希望を与えるすばらしい言葉だった[20]。実際、智識だけではなく、武力を背景にしていたとはいえ、身分の低い武士が明治維新によって権力を握っていた。このような受け皿のもとに、開港とともにペリーの来航により強要された近代的倫理[21]は、すでに帝国主義に達していた近代の様々な論理や批判を、偶然にも導かれながら、日本にもたらすことになった。

明治新政府は1870（明治３）年９月「今より平民苗氏差許され候事」とし、71年には賤民身分廃止の布告を出した。1871年の廃藩置県は旧大名を、1875－76年の秩禄処分は、旧武士階級を、旧来の意味の世襲から解放した。平民にたいする、1872年の土地永代売買禁止の解禁と地券の公布は、一方からみて土地所有権の確認であったが、他方からみての土地処分自由の公認であった。この意味で、大名にとっての廃藩置県、士族にとっての秩禄処分、平民にとっての土地永代売買解禁、地券の交付は、幕藩体制下の家による世襲[22]の基盤を揺るがすものとなった。ただ皇室の世襲は強調された[23]。

しかし、身分制の廃止の限界も明らかだった。芸娼妓解放令の場合を見よう。1872（明治５）年７月、ペルー船「マリー・ルース号」が清国人奴隷をのせ本国への帰途横浜に寄港中、清国人が海に飛び込んで逃れようとし、停泊中のイギリス軍艦に救われた。英国公使はその処分を日本政府に要求してきた。日本政府は抑留し、清国人230人を解放した。日本、ペルー両国間の国際紛争となり、ロシア皇帝による仲裁裁判で日本の勝訴となった事件であった。このときに、ペルーから、日本は芸娼妓の人身売買をみとめているではないか、という辛辣な反論があった。司法卿江藤新平はこれに心痛し、日本が文明国であろうとする手前、人身売買の禁止を明らかにすることにした。こうして1873（明治６）年10月２日、太政官第295号「娼妓・芸妓等年期奉公人一切解放可到、右に付ての貸借訴訟凡て不取上候事」。10月９日、司法省第22号「娼妓芸妓は人身の権利を失ふ者にして牛馬に異ならず。人より牛馬に物の返弁を求むるの理

なし」と貸金の徴収を禁じ、解放を厳命した。「人の子女を金談上より養女の名目を為し、娼妓芸妓の所業を為さしむる者は、其の実際上則ち人身売買に付」前借金を棒引きとして解放すべし、と命じた[24]。

しかし、帰るところのない女たちは、生計に困って私娼になる。風紀がみだれるとする遊廓業者のまきかえし運動がおこる。地方長官は地元の実情に応じ、娼妓の自営業を認めた。これは人身売買的な年季奉公ではなく、各娼妓の自営業と、娼妓に座敷を貸す貸座敷業とを、出願者に免許鑑札を与え、税金を納めさせて認可する方法だった。これで芸娼妓解放令は空文化した[25]。

妾制度の廃止と姦通罪の妻のみへの適用についても、建前としての一夫一婦制の採用と、実質としての妾の公認との共存であった。その過程を見よう。まず1870（明治３）年の新律綱領は、妾に配偶者としての地位を公認していた[26]。しかし、1880（明治13）年に公布された旧刑法では、「万国と併立するために一夫一婦の正道にならい、断然妾を廃すべし」が多数をしめ、妾の存在は否定され、法律上は消滅した[27]。文面の上から妾の文字が消えたことに伴い、姦通罪の条項には妻の文字だけが残った。こうして姦通罪は結婚した女が配偶者以外の男と通じた罪として、妻に適用されることになった。刑は６ケ月以上２年以下の重禁固。夫には、姦通の罪はない。夫の姦通にたいしては、相手の女が結婚しており、その夫が告訴した場合にのみ、姦通罪として刑に問われることとした。また、夫は姦通した妻の離縁は自由だが、妻は夫の姦通を理由に離縁を求めることはできないと定めた。重婚にたいしては、罰金と重禁固の刑を決めた。森崎和江は「こうして近代に入った日本人の性観念は、女は嫁となって夫と性生活を行ない、男は結婚に拘束されることなく女一般を性の対象とする、という刑法上のきまりを生んだ」と説明している[28]。

嫁となる女は姦通罪で規制され、男には拘束がなかったため、男は家の外での性交相手を、「買春」によって得る便宜を作りだす、1876年の地方長官公認の貸座敷制度は、性交に関するどのような責任も問われない、簡便な制度を社会的に公許したものであった。日本の近代では、まず「買春」意識が男たちに

姦通罪の偏向を定めさせ、妾やより責任のともなわぬ女買いの制度を求めさせた。女の売春業の自営（貸座敷に依拠しない私娼）は、貸座敷制下では犯罪となった。「売春」「売春婦」などの語法には、性観念の偏向が固着している[29]。

近代公娼制度の特質は第１に、その機軸たる強制性病検診制度である。これは開国と同時に欧州からもたらされている。第２は、人身売買否定の名目によって、娼妓の自由意志による「賤業」を、国家から救貧のためにとくに許容するという欺瞞的偽善的なコンセプトである。明治新政府は、欧州の売春統制を学び、これをモデルとして公娼制度を、近代的に再編成した。ここに誕生した制度は前近代の公娼制度とは異質であった[30]。

２．家という「変痴奇」な制度

戸籍制度の本来的な機能は、縦に継承される家を戸籍上に表示したこと、戸主の地位を明確にしたことという。戸＝家という場を通じて、国家は人びとを把握しようとした[31]。戸籍制度によって、全人民を戸＝家を単位として国家に登録する制度をつくりあげた。幕藩体制下の家は、武士・町人・百姓で異なっていた。前述した植木枝盛の男尊女卑についての議論が、第４にとして指摘していたように、特に武士と町人・百姓では、婚姻形態や相続形態でかなり様相が違っていた。

森島通夫は、徳川期の４つの世襲の身分－武士、農民、職人、商人－に規定された生活の型は各々異なっており、家の構造や性格も違っていたとし、それぞれの特徴を次のように説明している[32]。

武家においては門があり、家来と女中が中に住み、そのような人々と家族のメンバーとの間には厳格な分離があった。これら２つの集団の間に現れた関係は厳しい命令と従属の関係であって、暖かさと親切さの関係とは殆ど考えることができない。家の長を嗣いだ子供だけが武士階級のメンバーの地位を嗣ぐことができた。他の男の子供たちは、もし彼らが自分の息子をもたない武士の家族の養子になった場合のみ武士の地位を保持しえたが、家族内でさえ厳格な階

層があらわれ、ほとんど感傷の余地はなかった。そのうえ、これらの環境の故に、武士家族は一般的に大家族にならない傾向があった。

反対に農業は多くの人々の集団的努力を必要とした経営体だった。その理由のため、家族はより大きく、同じ家か近所に住まい、必要なときはいつも相互援助を行った。

階層秩序の第3位に位置づいていた職人の場合は、親方の職人の持つ技術を得たいと望む職人は年季奉公人になり、親方の家に住んで学んだ。しかしながら、彼らがそこで学んでいたものは実際的技術であるが故に、これらが得られた時点が訪れ、更に学ぶべきものがなくなる。こうなった時、彼らは卒業し、親方の家を離れなければならなかった。以前の年季奉公人は普通自分の家をたて、別の町か同じ町で仕事を始めるが、そうすることで彼は前の親方の競争者になった。こうして、年季奉公制は、同じ家に住むことを許されたとしても、親方と奉公人は将来競争者になることをさまたげられず、父と息子の間に見られる愛情のようなものに結果することはありそうもなく、多分今の教授が今彼や彼女の学生に持つかもしれない、特に自分の技術の後継者に傾けるような、愛情以上のモノではなかった。学生は独立して自分自身の仕事をはじめても、彼らは親方を忘れず、誕生日にはあつまり、かつてを思いだし、彼の技術や人柄を讃える。

4つの主要集団のなかで商人は最低の地位であり、商人の家も、年期奉公人制度を持っていた。しかし奉公人は特別の技術を得るためにその位置にいたのではない。さらに商人の家の長は奉公人が将来自分の仕事の幾分かを分けることができる大人になることを期待した。その理由のため、商家の長と奉公人との関係は時間の制限はなく、生涯を通じて続いた。家の長は自分自身の子供のように奉公人をあつかった。食事の際、親方は奉公人、子供たち、妻と一緒に食べた。奉公人たちと子供たちとの間の感情は兄弟のそれにより近く、その上奉公人は家の長の娘としばしば結婚した。他の奉公人が成長し自身の家にすむため去ったときでも、彼らは親方の保護のもとに働き続けた。商人の家族は実

際終身雇用の制度であって、親子のような愛情が雇用主と雇用者との間に存在した。

これが日本が徳川期から引き継いだ種類の社会だった。全人口の内部で、武士家族はほぼ６％、農民は72％、職人階級は10％、商人家族は12％だった。しかしながら明治体制は、典型的な日本の家族を武士階級のそれとして公認した[33]。

政府は、1898（明治31）年のいわゆる明治民法にいたる過程で戸＝家の内実の規制を漸次つよめた。戸籍制度を整備し[34]、従来の慣習への公権力の介入[35]の頻度を増加していった。

民法制定の過程で、武士の家のしきたりが中心となり、儒教道徳にいろどられた男尊女卑の家族法が形作られていくことになるが、その問題は２章で詳しく論じたい。ここでは、家制度を変痴奇な一種特別な思想と喝破した植木枝盛の1886（明治19）年の議論を取り上げておきたい[36]。

まず、なぜ特殊な家の思想ができたのか、分析している[37]。

第１に、封建制のもとにおける、士族の家禄の相続制度のためだと指摘する。

元来家と云ふは人が風雨寒暑を避け心身を安全にし、又は所有品を蔵置し、又は来客に接し、又は諸種の事業を為すの場所として建築する所たるに相違なけれども、後世に至っては家筋、家柄、家法、家風など唱ふること起り、第１家の字に仲々重みができたるなり。殊に日本に在っては近く十五六年前まで封建の制度を以ってし、士族たる者は君より知行とか扶持とか称へ、石禄を頂戴し居りたるに、此の家禄たるものは純然たる私有品にあらず、又一代切りの俸給にもあらず、一種其の家に属したるものにて、甲一代の当主は茲に終るとも、次の継嗣者別条なく跡目相続被仰付れは、右の家禄は矢張之を賜はり、若しも相続人なく、若しくは其他の事故ありて、一家断絶と云ふことになれば、彼の家禄も政府へ召し上げられ、余程の損を為す勘定合なりしゆえ、是が為めに、先づ一つ別段なる家の

思想が出来たるなり[38]。

第２に中国から輸入した道徳の影響。

日本は中古以来支那の道徳を輸入し彼の「不孝に三あり、後なきを大なりとす」など云へる教戒が深く行はれ、又日本流の学者と雖も同じく之を和し、広く人心に感化を与へたるにぞ、若しも子孫なくして後を絶つことあれば最も大なる不孝と攻め鳴らし、之を賤しむこと甚しかりしなり。則ち是れが為めにも一種特別に家の思想を惹き起したることなるべし[39]。

第３に、多神教と祖先信仰の習慣。

日本は多神教国にして其の人々は且つ手厚く祖先を祭るの習慣あり。祖先を祭らざる者あれば称して不孝と為し、人に非らざるが如く叱罵するを常とす。而して引続き祖先を祭らんとすれば、必らず後を延ばし、嗣を広くせざるべからず。是れ彼の上段の不孝に三あり、後なきを大なりとするとの趣旨と一致したることにして、而して事実斯の如きことあれば勢必ず一種特別に家を思ふの次第なきを得ざるものなるべし[40]。

第４に、古を尊ひ今を賤しむの風習の影響。

今は日本にては少しく変じたれども其の旧来若くは現今と雖も、東洋一般を概して論ずるときは、頗る古を尊ひ今を賤しむの風習あり。且つ後世の者に至っては太平に馴れ、気力衰弱し、自から一機軸を出し、一発明を為し、以って其の名を顕はし、其家を興す能はず。是に於て乎却って卑劣にも家柄家筋を重んじ、己れの家は誰々の統を承けて居る、我が家の祖先は何某である、吾が家は誰の子孫である、誰の血脈であると、故々系図書を作る者あり、其の家宝なりとて、訳も

分らぬ品物を先祖代々の伝え物とし珍蔵する者あり、甚だしきに至ってはその系図を金を出して估ふ者あり。通常の者にても源氏にも平氏にも橘にも藤原にもあらずと云っては不格合と思ふたるものと見え曽って根元の分りもせぬものまで源姓を称せざれば平姓を称し否らざれば橘否らざれば藤原、何とか由緒ある者の如く装飾弁髪せざるはあらざるなり。而して此の如きものも亦一種特別に家の思想を惹き起したりることなるべし[41]。

そして、この特殊な家の思想のせいで、現在のその人の品性よりも家柄が重視されるような卑屈陋劣な風潮が存在していることを批判している。

斯の如き次第にて日本人などには一種変痴奇なる家の思想あるが故に今日にては家と云ふ者が却って人の上に出で、家の人と云う思想あること、人の家と云ふ思想あるより厚く、全く事理を傾倒するに至れり。豈に笑ふべきことにあらずや。抑も人間は元来が生物たるゆえに、其の子孫を繁殖さするは人情の存する所なるべし。一家の断絶するに至ることは人情の喜ぶべき事とは謂ふべからず。然れども後なきを不孝の大なる者なりとし、兎にも角にも子孫は必無かるべからざる義と為し、甚だしきは女房に子が無ければ、妾を置いて子を取るも妨げずと為して、誠に人倫の大本を乱るにまで至るが如きは実にや片腹痛きことと謂ふべし。孟軻老爺も亦何の為めにして此の讒言をは吐きたるぞ。生物は随分血統を引くものなれば、系図を重んずるも全く故なきことにはあらざれども、其の現在の人品をは問ふを須ひず、単に祖先の如何を以って家柄とし、家筋が善いとし、其家を尊重するが如きは卑屈陋劣の至りと謂へざるべからざるなり[42]。

以上のように、変痴奇な家の思想とは、家禄相続により存続した封建制における士族のあり方によって作られたものであった。それは、子孫のないのを最大の不孝とする道徳、祖先を祭ることを特に重視する習慣、古を尊び今を賤しみ血脈を重視する風習、子孫を残すためには妾も是認する考え方などによって

支えられた思想である。その思想の変痴奇さにより、現在の生身の人としての人品よりも、その人の生まれた家の家柄を重視するといった、転倒した結果がもたらされていると植木枝盛は分析していた。

それでは「日本人は是の如き有様にて一種可笑しき家の思想が盛んなるに因り」、どうなっているのか。

第1に、人を家に属する者と看做すことで、人の自主独立を妨げるという弊害である。

人を以って家に属するものの如く做し、随って人の自主独立を遮碍すること尠からざるなり。今若し人の子たる者にして婦を娶り、父母と家屋を別にせんとすることなどありても、斯く為すときは何にか其の家を軽んずることの如く、自分からも思ひ、外からも評する有様なり。寔とに歎かはしき次第ならずや。或は其の人にして祖先を祭らんとする者ならば、家は別るるとも時々親の家に往きて之れを祭拝さるも可なり。親が亡くなりたらば祠廟を我が家に移すも可なり。親子の別居豈に是れ等の辺に差閊あらんや[43]。

第2は、社会を愛する道に妨げを為すとして批判した。これは、現代の世襲や相続の問題に連なる視点であろう。

社会を愛するの道に妨げを為すなり。例へば其家を愛すると云ふは悪きことにあらざれども、一種特別なる家の思想あるに付きては、随って又格別に其の子孫を慮るに過甚と為り、彼の吝慳の風習と相ひ伴ふて只だ一概に財を積み、子孫に貽さんとし、義心を以って社会に損資せんとするの精神気風甚だ乏しく、若し又子孫なければ必ず養子を為し、之をして家を継がしめんとし、其れも亦欧米人己れ死に臨んで家を継ぐ者なければ、動もすれば遺言して其の財を社会に抛つが如こと能はず、日本にては此の如き有様なるが故に社会の事業甚だ振ふこと能はざ

るなり[44]。

以上のように、自分のやりたい仕事のために父母と別に暮らすと、家を軽視しているとされるなど、人が家に属するものとみなすことは、人の自主独立を妨げるものであると植木枝盛は主張している。また家を存続するために子孫に財産を残すことが重視されるため、社会のために働くことや社会のために財を使うことなどが振わないと指摘している。個人の自立と社会の連帯のさまたげになる家制度の本質を鋭く突く議論である。そして「日本人よ汝らが変痴奇なる家の思想を抜き去てよ。吾輩は汝の為めに之れを希望するなり」と呼びかけていたのであった。

徴兵制は戸籍で国民が把握できたことにより1873（明治６）年徴兵令によって男を兵士にした。軍隊自身が文明開化の推進力となり、洋服が農村に普及するきっかけにもなった[45]。「国民皆兵」の理念を掲げていたが、このときの徴兵令は、戸主及びその相続人、官吏及び所定学校の生徒・卒業生、大人料270円を上納する者などに、常備兵役を免除する広範囲な免役条項があった[46]。

３．儒教批判・男女同権論

大日本帝国の体制が整備されていく、開国から30年位の文明開化の時代には、男尊女卑の風習は、改められるべきだし、そうなるだろうと信じた人びとが多く見られた。身分制の廃止と職業選択の自由、営業の自由が作り出され、個人の自助が称揚された。中村正直[47]の『西国立志編』は、「文明は魔法とはちがう。人間によって合理的に作り上げられたもの。身分の差など、なにかをやる障害にはならない。努力と勉学と忍耐によって、だれでも成功をかちとることができるし、生活も高まり、それが国をゆたかにするもとでもある。」[48]とのべていた。福沢諭吉は儒教主義の教育について「彼の儒教主義の余流を汲んで組織したる女大学風の教育を以てし、益これを教えて益これを萎縮せしむるが如きは固より沙汰の限りにして、先ずその精神を圧迫して結局はその形体を破壊する

者より外ならず」[49]などと批判を展開していた。福沢にとって西洋文明を受け入れるには、旧体制を支えるイデオロギーであった儒教は桎梏であった[50]。明治14年政変以後顕在化してきた政府の儒教主義への傾斜を、福澤は当初あまり深刻に捉えていなかった。福澤一太郎・捨次郎宛書簡の中で「日本之教育は近来益儒教主義とて、頻に支那学を勉め、可笑しき次第なれ共、固より永久に持続可致にもあらず」[1883（明治16）年9月21日付書簡]と述べ、翌年になっても「(儒教主義は）世間之風潮も之を許さず」[1884（明治17）年8月13日付E.S.モース宛書簡]と楽観していた。しかしながら、男尊女卑の伝統は、2章で述べるように、家制度と儒教思想の教育への採用により一層強化された形で、戦前の社会を縛る大きな枠組みとなったのであった。

第2節　資本主義化と高利貸・地主のメジャー化の試行錯誤過程（仕事（職場）の視点）

1．私有財産制擁護の形成過程

明治政府は営業の自由、身分制度の廃止、職業選択の自由を求める経済行為に対する直接的制限の除去を進めた[51]。地租改正は、私的土地所有権の設定と土地にかかる税金の金納化を実現した大改革だった。家制度を基軸にしたため、個人としての自立の確保に不明瞭な部分がある私的権利であった[52]。政府は、富国強兵のための資金源を地租に期待せざるをえなかったため、江戸時代の農村からの租税と同程度の負担を地租にもとめた。ぎりぎり高額の農業課税負担水準は、インフレ期にはいいかも知れないがデフレ期には耐えられない制度であった。

市場原理と適正な規制との関係が、制度設計の過程で問題となる。幕藩体制期から継承した利息制限立法の廃止過程［1869（明治2）年4月－1873（明治6）年2月］[53]を見よう。利子率は市場で決まるべきものとする利息制限法批判

がどのように主張されたのか、見ておこう。

ペリー（A. L. Perry）の主張は、次の４点であった。

１）商業が自由であるのに貨幣の貸借についてのみ法定とするのは不当。２）法定利率を決めた場合に、それが市場利子よりも高利ならば借入者が、低利ならば貸付け者が不利益を被る。３）この法律は、次の理由から結局遵守されないであろう。無頼の徒は、負債を免れるために利息制限法を口実として奸訴を逞しくするが、逆に貸付け者は法定利子率よりも低利であれば貸付けを渋り、両者の差を他の有利な投資に振り向けたり、あるいは貸付けるにしても利息外の不当利益をえようとする。４）この法律は、借入者の保護を目的としているが、政府が借入者のみを助けて貸付け者を顧みないのは偏頗[54]。

また、ウェーランド（F. Wayland）も、以下のように批判していた。

１）利息制限法は私有権の侵害。２）諸商品の価格が法定としえないのと同様に、利子も法定できない。３）貨幣の価値＝利子は、ほかの商品よりも高低が激しい。なぜなら、商品は使用されるだけだが、貨幣の場合には危険と使用の2要因によって影響されるから。またこの要因は、時期、用途、人物によっても変動するから、法律ではどうすることもできない。４）利子を法定すれば、貨幣価値の変動を防ぐどころか、かえってこれを大きくする[55]。

こうした論理が日本の近代化を急ぐ開明的な新政府の指導者に無批判にとりいれられ、利子の自由放任主義が実現することになった。

しかし利息制限法は、まもなく再び制定されることになる。その再現過程[1875（明治８）年12月－1877（明治10）年９月][56]では何が問題とされたのか。利息制限法の再現の直接の契機となったのは、1875年から77年当時の深刻な政治・経済的危機であった。大隈重信は、わが国産業の未発達が貿易収支の入超

すなわち正貨の海外流出をもたらし、その結果金融梗塞状態を引き起こしたと説明している。この金融梗塞をひき起こした直接の理由として、１）廃藩置県が一挙に行われたこと、２）小野組の破産、島田組、三井組、国立銀行などの危殆、諸会社の衰退、３）諸問屋の株の廃止、４）民間に散布した官金の収拾、５）民間慣用の貸借方法の禁止、などの要因があった。1976（明治９）年には米価下落、金融梗塞が生じ、身代限りが激増、下級士族と小農民は大きな打撃をうけた。各地に地租改正反対の農民騒擾が起きていた。利息制限法は、こうした事態に対する政策として、第１に人民保護救済政策の側面と第２に金利引下げ政策の側面が指摘できる。

人民保護救済政策の側面について見よう。1876（明治９）年には金融梗塞と身代限りが激増、最も甚大な打撃を受けたのは、下級士族と小農民だった。1874（明治７）年と1875年は７円28銭だった東京の正米相場は、1876年には５円01銭に下落、地方によっては２円台にまで暴落した。同年９月には大蔵省出納条例が公布され地租金納が実施された。農民の地租負担は、封建公租に匹敵する厳しさだったため、小農民はいよいよ急迫した。一方、高利貸は土地信用の実質的な成立条件となった田畑永代売買の解禁、債権の最終保証措置としての身代限法の整備、さらに利息制限法の廃止などから、徳川期よりもいっそう発展の契機が与えられた。そして貸付利率も、金融梗塞→米価下落→小農民の困窮→貨幣需要の増加を反映して、20－30%と著しい高利となった。小農民はこうした高利の借金をし、かろうじて農家経済の再生産を維持したが、負債償還能力は低く、負債の累積、身代限の続出となった。こうした諸条件の下に、各地に地租改正反対の農民騒擾が起きた。同時期の不平士族の反乱とともに、新政府の土台をゆさぶる要因となった。政府はこれらを武力で鎮圧する一方、その拡大を防ぐために1877（明治10）年１月、太政官布告第１号で地租公課率を地価の３％から2.5％へと引下げ、またなんらかの人民保護（救済）の措置をとらねばならなかった。1874（明治７）年12月救恤規則が制定されていたが、予算が極端に少なく、効果はあがらなかった。こうした事情の下に、安上がり

の保護立法として利息制限法が採用された。もっともこの究極の目標は、人民保護→財政制度の強化→殖産興業政策の展開である。

金利引下げ政策の側面はどうか。政府は先進諸国に対抗し、急速な資本主義化をはかるため、機械制大工業や銀行制度を移入し、その保護育成を行った。国立銀行は、維新当時の貨幣制度を整備し、低利で豊富な殖産興業資金の創出を意図したもので、貨幣市場から高利貸資本の独占を排除する意味もあった。為替会社、紙幣条例案、国立銀行を通じて、政府はこれらの銀行制度に貸付利息規定を設けて金利引下げ→高利貸資本の排除→殖産興業政策の推進をはかろうとした。しかし、政府の意図した金利引下げ政策は、民間の資本蓄積の低位や、不換紙幣増発による貨幣市場の混乱などから、国立銀行は順調には発展できなかったので、効果がみられなかった。例えば1876（明治９）年５月の第１国立銀行の貸付利率は15－29%と高く、各府県の人民相対普通貸借金利とさほどの差がなかった。政府は同年８月、国立銀行を再建し、同時に大量に発行される秩禄公債価格を維持するため国立銀行条例を改正した。この条例中に新たに10%という貸付制限利率が挿入されていた。この規定は、1871（明治４）年１月の利息制限法の廃止＝利子自由放任政策に明らかに違反しているものであった。政府が、あえて特例規定を設けたのは、「…国立銀行なる者は特殊の権利を付与せられたるものなれば其利息亦普通の割合より軽減し以て公益を謀るは一般人民に対し甘んじて尽すべきの義務たり」とした。政府は国立銀行に対して特殊の権利を与える代わりに、この低い法定利率で当時の高い市中金利に規制的作用を及ぼし、金利を引き下げようとした。1877（明治10）年９月利息制限法が制定されると、国立銀行の特例規定の存在意識は弱められ、1878年９月、法定利率は「利息制限法に準拠すべし」と改正された。

しかしながら、利息制限法が制定されたとはいえ、次のような特徴を持っていた。第１に、法定利率が市中貸借金利よりも低いとはいえ、借入元金別に低額ほど高利の制限利率として重層的に決定されたこと。この法定利率の重層制は、我国特有の規定で、徳川時代の質屋に関する法制によったものらしい。第

２に、非罰則主義をとったこと。同法は違反者に対してなんらの罰則規定をも設けず、ただ裁判上無効とするだけで債務者に法的保護を与えたにすぎない。こうして見ると、この政策が小経営を高利貸から保護する機能を果たすには不十分だったことがわかる。対等な個人の間の公平な取引であるという前提をつくることなしに導入された市場原理が、結局、強者の権利のみを助ける自由となって機能していった過程がわかる。

２．松方デフレの意義

外国貿易に開かれた日本経済は、景気変動の波に襲われ始めた。土地所有制度の変化が、農民の生活を直撃したのは、松方デフレ期だった。米価が激落しでも、金納になった地租の額は変わらなかったので、租税負担率がひどく重くなった。払えないと、財産を公売処分されることになっていた。土地価格も下がっていたため、かなりの土地が租税の肩代わりとして売却された。或は公租公課を負担するために借金をする。景気が良い時に、新しい事業を始めるために借りたお金は、デフレの時代、全財産を手放しても解消できない程の規模になっていた。不景気になって公租公課のために借金したお金は、低米価に凶作がかさなり、返還できるはずがない。金利制限法は復活していたが、デフレ期には機能しなかった[57]。結果として抜本的な構造変化がもたらされた。

1885（明治18）年、1886年には、農民を保護するため、金利制限法の活用も含めた以下のような政策提言も存在した。しかしながら、こうした政策提言は、現実に実施されたわけではなかった。

前田正名は、農民救済のための緊急方策として、利息制限法の改正を要求した。

内容は１）「利息制限法にて明治14年１月以後地券を抵当として金銭を貸借したるものは貸借上如何様の契約あるにもせよ其利子は年１割を超ゆるべからず、之

れに超過せるの契約は無効なりとすること」。２）返済に関連して14年１月以降の地券を抵当とする貸借については「明治17年７月　日より明治21年12月　日迄其抵当物を流れ込むことを許さず、此令に背きたるの契約は無効なりとすること」の２点であった[58]。

古橋源六郎は建議を提出していた。

現在紙幣整理が進み、農工業の発達がまさに軌道にのろうとしているとき、人民は困窮の極に達し、いましきりに地租軽減を唱導している。しかしこの地租軽減要求は、「方今海外列国の形勢を察するに…常に兵権を拡張して以て商権を壟断し、乗ずべきの機を待ち、以て乗ぜん」としているのでとうてい容認できず、これに代わるなんらかの措置を考えねばならない。「金利を制限する」ことこそ妥当なものである。すなわち金利は、利息の自由放任主義がとられた1871（明治４）年以降上昇しはじめその結果「産業は萎靡し、人民は其に安んぜず、従って一制一令出る毎に器々として官府を非議し、怨望して止まな」い。そこで金利を制限すれば、「国害退いて国利興る」。なぜなら、１）遊民の就業、２）農工商業の興隆、３）金融の円滑、４）生産に対する貨幣の利用、５）国債応募の増大、６）備荒貯蓄の増加、７）道義の尊重、８）政費の減少、などが興るから。現在利息制限法が存在しているものの、それは経済の上昇期の遺物に過ぎず、下降期の今日においてはもはや適応できない。それゆえに、これを「海外の金利に対照して適正なる制限法に改正し、法定利率の引下げをしてもらいたい」[59]。

マイエット（P. Mayet）も法定利率の引下げを求めながら、より積極的な負債農民の救済策を提唱していた。

地租に関するものとして、１）地租の地価の２分、１分５厘若くは１分に軽減すること、２）歳出入の平準を害せざる限り又納米を適宜に使用し得る限り地租

幾部の米納を許すこと。穀物の収穫高に関するものとして、3）穀物の貿易を盛にする事、4）農業保険を実行する事。緊急度による区分として、1）現今将に破産流離せんとする農民を救済して高利債主の酷遇を免れしむるの方法、2）今後無辜の農民をして再び災害に由り困弊に陥らしめざるの方法。当面の利息制限法に対する批判も、この緊急策の一環であった。利息制限法の限界について「抑も該利息制限法なるものは今日に至ては全く死文徒法に帰して之を犯す者続々踵を接し毫も農民の疾苦を救ふの具とならさるなり」、「政府は縦ひ利息制限法を犯すものあるも之を罰するの意に非ずして唯不当の利息若くは礼金を請求する者に法律上の保護をなさざらんと欲するのみ」。マイエットは利息制限法の空文化を指摘したが、撤廃ではなく「利息制限法を実際に活用せんと」した。プロシアのシュタイン＝ハルデンベルクの改革を参照した具体策であったという[60]。

困民党などの形で、近世の伝統を楯にして、農民たちは生きさせろと声を上げた[61]。天災のようにもたらされた借金の返済を、返せる環境になるまで、まってほしい、と主張した。政府は富国強兵のための資金が必要だったので、税金を取り立てられる人に味方した。秩父事件の場合は、火付け、強盗として、徹底的に弾圧され、政府や所有権に楯突いたら怖いという記憶を、周辺の人びとに植えつけた[62]。貸手の権利が守られる運用により、耕作農民の手を離れて、この時期多くの土地が、高利貸・地主に集まった。

松方デフレ下の大構造変化をもたらしたものは、これまでの伝統的な土地と耕作者との借金をめぐる関係が大幅に変わったことであった。近世までの農村の伝統によれば、賃借者の生存権は考慮されるはずであった。そこで、福島県菊多郡では負債の50カ年賦や借金の永年賦延期を、農民たちは要求する[63]。茨城県久慈郡では、利子を幾分減じ元金を10か年賦にするよう要求し、また従来の借金は4カ年据置40年賦を要求した。近世の賃借関係に見られたような長期間とか、しばらくは返済猶予とかを要求したものであった[64]。しかし、松方デフレ期の処理においては、そういう願いは、公的に退けられたのであった。債

務者の生存が脅かされようがどうなろうが、債権者が守られるのが、資本主義のルールであった。どのような契約であれ、両者が結んだ契約の遵守である、というコンセプトに基づいて、粛々と債務処理が実践されたことにより、大きな構造変化がもたらされたのである。

自由民権運動の求めた「下からの近代化」はもちろん明瞭ではないが、生産者の生活をよくするため、それぞれの工夫が生かされ、地域の風土に見合った分散した、産業発展をもとめる資本主義化だった。その道をもとめることへの断念、放棄が、1881年10月の明治14年の政変から松方デフレ期の激変でほぼ方向が定まった。

あのころ、直接生産者そのものに金融の道がひらけていたら、違う発展の仕方はあったのだろうか、などとグラミン銀行が実施しているマイクロ金融の話を読んで感じた[65]。小経営が、伝統的な家族経営を引き継いでいることにより、家父長制を強く帯びざるを得ないのに対して、自己雇用は違う。これまで考えたことが無かった自己雇用という問題を提起された。実際に養蚕や製糸や機織りの技術は、かなりのところ女性が担い手であった。ユヌスのしたような金融、働く人その人が資金を低利あるいは無利子で借りられるという環境が、もし作られたのであったなら、彼女たちの自発性や創造性は、育くまれていったのだろうか。それにより内需拡大型の戦前日本社会があるいは出現していたのだろうか。そうした方策がなぜ作られなかったのか、考えられもしなかったのか、考えたことも無かったなと思った。自己雇用に低利資金を貸し出すという方法について思う。経済発展を経た現在だからこそ、なおも存在しつづける貧困を撲滅するために、ようやく到達した曖昧でない本質的な下からの道の方法であろうか。

実際、米価変動、デフレによる地価下落によってもたらされる困難は、小農民には担い切れない。自由主義による契約の重視は、高金利やその他の方法での上乗せ金利も、契約によったものなら、仕方が無いと、貸手の権利を守った。ようやく最近の金融危機処理の過程で、IMF の基準、すなわち貸手の債権を

守ることを最重視してきた対応に、疑義がむけられはじめた。本当は自己責任でないことを、自己責任にして押しかぶせる。そして過酷な条件のもとで働かせる。そうした貧困の罠の解消にむけて、金融のあり方の見直しが、ようやく現在論議されつつある。それは自由主義的市場経済の行き詰まりが恐慌を齎した経験を再度した後のことなのである。

3．寄生地主制の創出

高利貸、高金利を容認する社会とは、不労所得を是認する。だが、日本の農村では、この時期高利貸により高金利をとりたてて地主になった人びとのことを、勤勉で吝嗇で働き者で地主になったという[66]。これは、借手の農民たちへの過酷な取り立て条件をモノともせず貫徹して取り立てることを意味している。彼らの子女による前借りを斡旋しても貸金を取り立てる姿が、経済的な成功は勤勉と節約で達成したという神話なのだろうか。

明治政府による「上からの近代化」とは高率小作料と匹敵するような配当を求める寄生地主的な資金による資本主義化であった。こうして高金利と高配当をもとめる地主・高利貸の資金を資本として、大規模な収益があがる企業経営が目指されることになった。収益源は非人間的に収奪される人びとであった。

私たちが学んできた基本的な枠組みをマルクスに依拠した経済史では、戦前の講座派・労農派論争以来、段階規定や範疇論議が厳しかった。枠組み論議に規定されたことによる功罪は、私には論じきれない。ただ、農民や労働者の生活の厳しさと官僚や地主やブルジョアジーの富裕な生活との格差、内需拡大の限界と対外市場を必要とする資本主義のあり方をどう説明するのか、模索していたのだとは言えよう。高率小作料と低賃金の相互規定関係（山田盛太郎）、寄生地主という呼称（栗原百寿）、利回りによって投資先を決定する地主像（中村政則）など、引き継ぐべき論点は多い。

中村政則は地主制の形成を媒介にした日本資本主義の本源的蓄積について、次の５点にまとめている[67]。

第１に、地租改正の基本的内容は、地租金納化と私的土地所有権の設定。その地主制創出にたいする画期的意義。ひとつは、江戸時代以来の複雑な土地所有慣行を廃絶・整理して、一地一主の原則にもとづく土地所有関係を創出した。農村内部における階級関係は、地主対小作農民の基本的対抗となり、小作農民の存在形態を均質なものとした。次に、地租改正が江戸時代とは異なった仕組みの下で地主・小作関係の再生産を軌道づける契機となったこと。地租金納化と新たな土地抵当金融方式の成立。資本蓄積の低位性、国内産業の未発達。ブルジョアジーの未成熟という国内的条件の下にありながら、欧米列強からの対外自立をはかるため、国家権力が生産諸力の編制者となる途を進み、それを可能とするための国家権力への資金の独占的集中をはかった。その手段が地租改正＝土地所有原則の改変であり、貨幣形態での徴税制度の確立＝地租金納化であった。

第２に、国家は、官営諸企業への直接的資本投下の資金源（地租の線）を確保できた。地租改正を旋回軸として貨幣制度・信用制度の改革を実施し、華士族層の所有財産（金録公債）の銀行資本への一挙的転化。商人・地主層の蓄積資金の銀行資本への推転・誘導化をはかれた（地代の線）。

第３に、1873（明治６）年、地租改正と表裏一体の関係をなす、地所質入書入規則、動産不動産書入金穀貸借規則の制定。金主保護の法的補償。土地抵当金融方式が確立した。金主は動産不動産が滅失しても、債権に影響をおよぼされず、負債は身代限で取り立てることとし、書入れの動産不動産を競売にしても債権に足りない場合は、不足は身代限りで取り立てることができることになった。金主は貸し付けただけの金額を回収できる保障を法的に与えられた。一般に、商品生産の展開、資本主義の発展にとって不動産担保による金融方式は大きな歴史的意義をもつ。封建制から資本制への移行期に農業部面で蓄積された資金が資本形成に役立つためには不動産＝土地・建物に担保物権としての法的保証を与えねばならない。

第４に、日本が世界資本主義に包摂されていく過程において、欧米列強に対

抗しつつ資本主義的自立をとげるためには、何よりも先ず、農民収奪を梃子とする特殊な原始的蓄積を短時日の間に完遂しなければならなかった。原始的蓄積は、生産者と生産手段の歴史的分離過程であるが、わが国の場合には、農村生産者・農民からの土地収奪を本来的コースとするのではなく、農民の生産的成果を財政・金融制度を梃子として国家権力の下へ集中・確保し（地租の線）、それによって上から資本関係を強力的に創出するというコースをたどった。経済の発展段階に照応しない、資本の有機的構成の高い資本制企業が初発から導入・移植されたため、農村の潜在的過剰人口を吸収しえず、それだけ原蓄は、不徹底なものとならざるをえなかった。しかし、この「地租の線」確保は、地主・小作関係の不断の再生産を軌道づけたばかりでなく、国家権力に担保されての地主の「地代の線」確保は、小作農民家族の再生産をも許さず、子女を家計補充的低賃金労働力として押し出さずにはおかなかった。これらの低賃金労働力は、明治国家が政策的に輸出産業として育成を試みた繊維産業に吸収され、とくに製糸業を外貨獲得産業の主導的地位に押し上げる基礎条件となった。こうして、日本製糸業の獲得した外貨＝ファンドを基礎に、日本資本主義は軍事機構＝キイ産業を旋回基軸として構築することが可能になり、農村では子女の稼ぐ家計補充的低賃金が、地主に高率小作料を保障する関係として作用し、地主・小作関係の安定的再生産の基礎条件を与えた。

第5に、以上のように日本型原蓄の特徴は、農家男子労働力を農村に滞留させたまま、財政・金融・貿易を媒介として資本主義と農村が連繋させられ、その中で地主制と軍事機構＝キイ産業が相互にみあうような形で創出されるという構成を示す。その意味で、地租改正を軸とする日本型原蓄は、軍事的・半封建的資本主義の構造を決定した歴史的起点であった。

結論的に見れば、高率小作料と低賃金の相互規定関係など貧困ビジネスによって成長をとげた戦前の日本資本主義の構造的特質を、批判的に明らかにした。ただ、こうした議論が、なぜ力にならなかったのかを考えてみたいと思う。農民や労働者の生活の厳しさと官僚や地主やブルジョアジーの富裕な生活との格

差、内需拡大の限界と対外市場を必要とする資本主義のあり方について説明することはできたのだと思う。しかし圧倒的に暴力的な権力のもとで、階級闘争の闘いの論理は、どちらにつくのか、ボスを誰にするのかに収斂させられ、一人ひとりを大切にする論理を打ち立てられなかったといえよう。そのため、多数の人びとの思想を、どん欲や目先の損得や長いものに巻かれろや目上に媚びたほうが得だといった処世術に対抗できるような、解放を展望できる闘わない論理を構築することができなかったことにあるのではないか。

第3節　西欧の何をとるか、民主主義への接近（主権者（政治）の視点）

1．広く会議をおこし、旧来の陋習を破り、知識を世界にもとめると

日本の近代は、1853（嘉永6）年にペリー率いるアメリカが徳川幕府に日本の開国を迫った時点から具体化した。世界の資本主義が帝国主義段階に入っていく過程で、アジアにありながら大国の植民地にならず、独立国としてまがりなりにも近代化を果したのが日本であったという[68]。なぜ、尊王攘夷という対応が出てきたのか。人と人が対立しあう、という論理は不思議だ。人と人は、助け合ったり分かち合ったり協力しあったりする方法を編み出せる存在でもある。国益が対立するという論理が、どうして受け入れられるのか、よく考えてみれば不可解な気がする。それは、対応したそれまでの支配層が武士だったからだ。攘夷という鬼排除の支配の論理が、武力支配の構造を活性化させ、テロを横行させた。

しかしながら、吉田松陰や福沢諭吉などにまずあったのは、外国へ行ってみたいという好奇心だった。異質のものを知りたいという関心、優れているようにも見える何かを見たいという要求は、そう不思議ではない。生活や生存の論理によれば、できればゆとりをもっていろいろ考えながら、それぞれが得意な

仕事をして暮らし、衣食住が満たされることが、望ましい。そういう視点で考えれば、新しい文明を学んで、じっくり取捨選択しつつ、多くの人びとの日常生活を良くするために生かすという方策が、西欧との出会いで求められる一つの希望であった。西欧先進諸国における資本主義成立期の多様性を学ぶことができる時代だった。自由などの近代的価値が、多分にアトランダムに偶然的に、取り入れられた。

戦前は主権が天皇にあった時代であった。国民は富国強兵の担い手として、国につくす愛国心を教育された。忠孝を旨とし、刻苦勉励して働き、勤倹貯蓄に励む、といった道徳に従うことを求められた。近代のさまざまな言説は入ってきたが、言論統制のもとで、その普及は高等教育の場に限定されていた。だが、本章の時代は、まだその形成過程、模索の時期である。幕末には、たくさんの可能性があったように見える。王様のチェンジか、王様はいらないか、もっと偉い王様のお出ましか。徳川幕府を暴力で廃止した官軍＝尊王攘夷の人びとは、もっと偉い王様として天皇を擁立した。しかしながら、倒した方も下級とはいえ武士だったので、君主のいない支配方法は、考えつかなかった。でも、黒船と開国による学習によって、万国公法や天賦人権論などを学んでいた。1868（慶応４）年３月14日五箇条の御誓文[69]は広く会議をおこし、旧来の陋習を破り、知識を世界にもとめると述べていた。これは、言論の自由が脅かされ、軍国主義の独裁がすすんだ時期に、桐生悠々や石橋湛山が、反論の拠り所として利用した。戦後は天皇の人間宣言に引用され、また国体をあらわす民主主義的なものの根拠として、吉田首相も引用したものであった。

王様は最も強い暴力を所有する存在なので、そこ（支配地域）のルールを決定する。その地域の住民は、王様の決定に従わなければならない。ただ、王様と王様の意をくんで家来が具体的な事を取り仕切るという有司専制に対して、地域住民が西欧の民主主義などを学んで、自由民権を唱え、憲法の制定を求める動きが出て来た。

2．自由民権運動の意義

自由民権運動には、王様を当然とするものから共和制まで、様々なヴァリエーションがあり、それらをどう見るか論じられてきている。そうしたなかで、自由民権運動が、福沢諭吉が広く説いたような、近代化すなわち個人の自立、個人主義を奨励する意味をもち[70]、学習熱[71]をひろめたということは、言えるであろう。そこで語られた思想には、家父長制的な自由民権思想もあるが、ジェンダー平等な視点にたった自由民権思想は存在していた。大石嘉一郎は、植木枝盛の「生命を保つために…国家を結ぶ」ことの指摘を紹介している。生存、生活が脅かされる政策を変えるために、参政権が必要だと主張していた[72]。

色川大吉は1981年時点で、自由民権運動は、国民主権を主張した下からの民主主義の可能性[73]をもつ運動でもあったとし、日本国憲法の源流としての歴史的意義について以下の６点を指摘している。

第１に、日本国憲法の前文の思想は、改憲論者たちのいうように、占領軍に押し付けられた屈辱的な翻訳文にすぎないのではない。誰が自主的に民主憲法を制定しようと努力してきたか、歴史を顧みるべき。明治憲法起草にあたっては、伊藤博文らの方がスタイン、ロエスラーらの強い影響をうけ、ドイツ憲法の翻案に近いものを下敷きにしていた。1883年、ウィーンで、彼がドイツ人教師から、立憲制下での皇帝大権と超然的な威嚇制度運用の秘策をさずけられた時、大日本帝国憲法の骨子が定まった。これに対して立志社草案、相愛社草案、内藤魯一草案、五日市憲法草案などは、日本の現実と彼らの理想との矛盾を統一しようと苦心した独創的な労作であった。

第２に、明治維新以来わずか14年で、民衆が自力で日本の近代国家の全体像を構想したということは驚くべきことと言える。しかも、その中の少なくない私擬憲法草案には、1946年憲法をつらぬく三大原理－主権在民、平和主義、基本的人権の思想がさまざまな形で現れている。私たちはこうした憲法起草過程が、いかに強い専制権力への不信と、人民自身の政治参加への熱望に発していたかを知ることができる。現代の改憲論議にあたってこうした歴史的伝統が全

く無視されているのは、自由民権期の史実についての無知からも来ているのだと思う。

第3に、主権の制限の問題についても、すでに1880年、植木枝盛らが「無上政法論」の中で、人類の集団安全保障の確立のためには世界最高憲法による一定の国家主権の制限が必要であることを説いている。それから百年も経過して、今なお19世紀的な主権論をふり回す改憲論者の意図はいったいどこにあるのか。そうした論者らは、1945.46年に憲法研究会の鈴木安蔵らが植木枝盛案などを参考にして主権在民の憲法私案を発表し、自由民権の伝統の継承を果そうとしていたことなど念頭にもない。このように「非武装、中立、平和、主権在民」の現憲法は、日本人民の革新的伝統につながっている。

第4に、民主主義の原理に帰れ、という問題。今の日本ではすべて反動政策も軍事化路線も民主主義の名によって推進されている。決して民意を正しく反映しているとはいえない選挙によるものであっても、いったん合法的に政権を握ったものは、オールマイティのようにふるまっている。現在の民主主義は事実として名目的多数派の専制の道具になりさがっている。国民が主権者であるといっても、それは選挙の時だけであって、翌日からはまた無力な被治者に戻ってしまう。

第5に、自由民権家たちが命をかけてたたかったのは、こういう民主主義のためではなかった。もっと一人一人の人民の意志が尊重される制度であり、徳性の高い理想であった。そもそも民主主義の基本原理とは何であったのか。民権家たちはそれを人民による政治、つまり代執行者たちによる人民のための政治ではない、人民自身の参加による人民のための政治だと考えた。それがあの情熱的な各地域での政治活動や国会開設運動のあらしをよび起こしたのである。

第6に、民権家たちは民主主義を単なる投票行動に限定していない。政府（権力の保持者）は必ず悪をなすものだという哲学をもった彼らは、人民によるたえざる監視と批判活動をこそ民主政治の不可欠の条件だと考えていた。したがって、その批判の条件は最大限に保障されていなくてはならない。人民の

言論、集会、出版の自由権や悪政府にたいする弾劾権、抵抗権を保障していないような民主制は、みせかけの欺瞞であり、人民による政治の原理に反すると考えるに至っている。

自由民権運動の時代には、主権在民、平和主義、基本的人権がもられた憲法草案も出現していた。序章でのべたように、1878（明治11）年には楠瀬喜多が女性の参政権を請願している。家永三郎は1960年の時点で、植木枝盛の思想の客観的位置を、日本国憲法によって実現した水準を当時ほぼ提起していたと、以下のように述べていた[74]。

すなわち、第１に植木枝盛の思想が形成された時期は、古典的な封建社会機構が制度の上で一応解体し、しかも新しい天皇制国家体制と資本主義的社会体制が不動のものとして確立される以前の、過渡的時代であった。思想史の観点からいえば、古典的な封建的思想が正統的権威の座を失いながらも、なお天皇制国家主義の精神が新しい正統的権威の座をしめるにいたらない、一種の思想的真空状態にあった時期と考えられる。

第２に、さまざまな構想がたてられたが、中では、古典的なブルジョア民主主義体制の方向に誘導しようとする自由民権思想と、天皇制君権主義の国家機構を確立しようとする藩閥政府の政策とが２つの極限として険しく対立していた。結局前者の敗北、後者の勝利に終って、明治憲法と教育勅語とに象徴される天皇制国家主義が新しい正統思想の権威を確保する結果となった。植木枝盛の思想は、前者のなかの、そのまた論理的極限形態を示すものであった。

第３に、植木枝盛の思想は、あらゆる点で、伝統的な日本人の意識を根本から変革しようとするものであった。植木枝盛の憲法草案と日本国憲法との対比をすると、人権、家族制度、戦争の放棄、地方自治について、先取りしていることがわかる。

まず、古来より日本には、人民の政治的権利を積極的に主張する思想はきわめてとぼしかった。政治的支配者と現行支配秩序への無条件の服従を人民の道徳的義務と説く教説が、著しい抵抗もなく通用してきた。「下なる者は、ただ

よくもあれあしくもあれ、上の御おもむけにしたがひをる物にこそあれ」（本居宣長「玉かつま」）「公義御はつとは聖人の道」であり、時には人民にとり「害なる事もあるなれども」、それも「自運のあしき故にて、たとへば類焼にあひ、あるいは洪水にあひ、その外りんじ不仕合にあふも同前にて、時のさいがいなるべし。公儀をうらむべき事にあらず」（「商家見聞録」）「下賤のつたなき農工商の身分として」（「米恩禄」）「天下の政を談ずるは、をこのわざといふべし」（「積徳叢談」）というのが封建時代以来の正統的政治意識をなしてきた。このような考え方を根本から否定し、政治の主体としての人民の能動的な政治参加を権利として主張したのが、自由民権の思想であった。特に(1)、「公儀御法度は聖人の道」とする封建意識を、「世に良政府なし」の観念に置き換え、(2)、「よくもあれあしくもあれ、上の御おもむけにしたが」えとする教説を「人民は可成政府を監督視察すべく、可成抵抗せざるべからず」という勧奨に置き換えようとするものが、植木枝盛の「世に良政府なるものなきの説」の思想であった。

次に、封建思想は、現行政治権力への無批判的従順を説いたことの当然の結果として、社会の固定と現状の維持とを尊び、変化と進歩とをめざす一切の新規の企画を排斥していた。「なに事によらず、ただありふりたるやうにすればやすらかかにして事ゆきぬるを、よろしき仕かたこそあれとてあたらしく仕出しぬれば、ことおほくむつかしくなりつつ、かねてのようとはちがふ物也。中にも祖宗の良法成策先代より用ひ来て、天下の耳熟し事久し。かやうの類は軽々しくいろふ事あるべからず」（室鳩巣「駿台雑話」）という理由から、「総じて万般古法に準ずべく、新規の事は停止すべき事」（「徳川成憲百ヶ条」）とされた。ことに鎖国と身分秩序の固定とによって社会状態の人為的な固定をはかり、武士支配の体制の維持につとめた幕藩体制下では、こうした心がけは金科玉条として尊重された。また、劣悪な生活条件の下に最小限の再生産を反復するのが精一杯の耕作農民にとって、上から強制せられずとも、そのような意識以上に出ることはむつかしかった。明治維新による「一新」の政策がはじめてその

ような停滞的世界観への反省の機会を与え、多くの開明思想家によって、社会の前進、人類の進歩への積極的な期待が寄せられるにいたった。それは、自由民権の陣営にかぎらず、むしろ明六社系の啓蒙思想とこれを継受する改良主義思想家の側に顕著であったようにも思われるが、植木枝盛の無限進歩の哲学は、福沢諭吉の同種の思想とならんで、伝統的思考様式からの180度の転換を典型的に表現したものであった。

更に、日本の封建社会では、人民の支配者に対する絶対服従の道徳を、そのまま家族関係にも適用し、妻の夫に対する、子の親に対する、嫁の舅姑に対する、弟の兄に対する、それぞれ絶対の服従を以て家族生活の根本規範とした。「男女のみちも億兆の臣民一君に事ふるがごとく、一家には一夫にして妻あり妾あり、衆女共に一男に事ふる事、天地の道なり」（会沢正志）という夫婦道や、「父母の為に妻子を忘るるは孝子のつね」（「売卜先生糠俵」）といった孝の道が説かれたのはそのためであった。これが、政治的支配者への絶対服従の道徳を内側から裏付け、あいまって封建秩序固定のための精神的支柱としての役割を果すとともに、武士における知行、庶民における家産の世襲という物質的基礎が、「家」の権威への随順を抵抗なく受け入れさせることを容易としていた。ところが、明治維新における秩禄処分や土地制度の改革は、封建的な家族道徳の絶対性を動揺させ、さらに資本主義社会への移行を志向する動きの中からは、これに対応する近代的小家族生活への切りかえの要望が生まれ、家族道徳に対しても、根本的な変革の必要が自覚されるにいたった。この場合も、日本的資本主義の最大のイデオローグである福沢諭吉において、封建的家族道徳への批判が組織的な形であらわれたのだが、植木枝盛のそれが福沢よりもさらにいっそう徹底していた。

第４に、日本国憲法の制定にひきつづいて、ポツダム宣言の目的を達成する為の諸種の改革が行なわれたが、その中でも特に重要なのが、家族制度の改革。この場合にも、憲法第24条の精神に基づいて制定された新しい制度が、ほとんど全く植木枝盛の構想した家族制度と符号している事実は重要である。植木枝

盛が「如何なる民法を制定す可き耶」に示した民法の構想の基本をなす、戸主および家の廃止、男女の同権、長子相続の廃止と男女諸子への均分分割相続は、いずれもそのままの形で、改正民法親族篇・相続編で成文化されたと見ることができるからである。また、植木枝盛が一夫一婦の建白において主張した姦通罪の男女平等化は、刑法第183条（植木枝盛当時の旧刑法第353条に該当）の削除という形で（建白では男女両罰案が建議されており、戦後の改正では男女非両罰に落着いたが、平等という点では同じである）実現されたのであった。1957（昭和32）年4月売春防止法の施行されたのも、植木枝盛の時論がほとんどそのまま実現したものといえるのであって、総じて戦後の家族制度改革は、60数年前における植木枝盛の構想が機熟して実現のはこびにいたったものとみることができるであろう。

ジェンダー平等の視点から言えば、近代家父長制に対する評価が不明瞭であるが、女性の経済的自立を含む植木枝盛の議論には、戦後の民主化を超えるものがあったかも知れない。逆に言えば、埋もれてしまっていたとはいえ過去に依拠すべき伝統が存在していたことによって、戦前の家制度を解体する戦後日本の民主化が曲がりなりにも根付き、ようやくジェンダー平等が課題として提起されうる礎石ができたと言えるのかもしれない。

3．女性にも開かれたか

戦争を起こすエリート同盟は、帝国主義時代の国際競争の論理にキャッチアップし、日本国民を凶暴な好戦的ナショナリズムで組織することに表面的に成功した。エリート同盟の論理は、国内の多数の民衆を黙らせ、立身出世論などの自己責任論で過酷に働かせ、低賃金と市場が必要不可欠であるとして、国民を侵略戦争に動員していった。しかし、多様な外国文化や制度取り入れ方の試行錯誤の時代、外国と戦わない平和と生存権の論理がすでに提起されていた[75]。中江兆民が、洋学紳士に語らせている政策の内容は、次のとおり非戦論、非武装論であった。

君主国の帝王は、戦場には行かず「平生どおり、ご猟場で狩りをしたり、あるいは宮中で宴会」をしているので、死なない。だから君主は功名のため、遊びのように平気で戦争をしたがる。だが、戦争で被害を受ける人民は、みずからすすんで戦争をはじめる道理をもたないと、主張している。

民主、平等の制度を確立する。要塞をつぶし、軍備を撤廃して、他国にたいして殺人を犯す意志がないことを示す。他国もそのような意志を持つものでないと信じることを示し、国全体を道徳の花園とし、学問の畑とする。貧富にかかわらず、男女の区別なく、選挙権、被選挙権を持たせて、みな独立の人格とする。行政官にへつらう必要のないよう、みな公選にする。学校をつくり、授業料不要、国民みなが学問をして紳士となる方法を獲得させる。死刑を廃止。保護関税を廃止して、経済的嫉妬の障壁をとり去る。言論、出版、結社の自由。

そして、民主制は、戦争をやめ平和を盛んにして、地球上のすべての国を合わせて１つの家族とするための不可欠の条件だとして、その理由を次のようにのべていた。

諸国が民主制になれば人民の身体はもはや君主の所有ではなくて、自分の所有である。いやしくも人民が自分で自分を所有し、自分で自分の主人であるときは、すき好んで殺し合いをする道理がどもにあろうか.....２つの国がたがいに攻撃するとき、戦争から生じるすべての禍いは、いったいだれがうけるのか。武器をとって戦うもの、それは人民だ。軍事費のための金をだすもの、それは人民だ。家を焼かれ田畑をふみあらされて、その害をうけるもの、それは人民だ。このことが落着して国債をつのられ、善後策をおっかぶされるもの、それもやはり人民だ。しかもこの種の国債は、けっきょく、完全に償還することはできない。なぜなら一度戦いを交えると、禍いがひきつづき、怨みが深まって、いったんは講和となっても、すぐまた戦争になるのは避けられないことだからである。もしそうだとすると、人民というものが、自分からすすんで戦争をはじめる道理がどこにあろうか、云々[76]。

これは平和を創るジェンダー理論と見ることができる。女性の手によるものとしては、福田英子の男女同等論[77]、岸田俊子の女性による最初の男女同権論とされているものが書かれている。儒教的な女性観に対する批判的な感覚は、広がりつつあったと言えよう。自由民権運動にさまざまなレベルで参加した女性は予想以上に多かったのではないだろうかと、大木基子[78]は述べている。

大木が日常生活レベルと述べるのは女権伸張の具体策、教育、職業、財産を女性ももつべきだ、という主張である。これを現代的にみると、参政権があっても、日常生活レベルで意味ある権利拡大とセットで実現しなければ意味がないということになる。当時すでに山崎竹によって、日常生活レベルにおける男女平等・同権は政治的権利と不可分のものとしてとらえられていたという指摘を、大切にしたい。

被支配者が主権者になるとき、この論理が世界連帯の論理につながらないはずはないと思う。北朝鮮がミサイルを打つ、攻めて来るかもしれない。だから軍備が必要、その規模は云々が常識という議論が国会などで飛び交う。しかし、そのことによってもたらされるものは何なのか。国益というフィクションに動員されて、戦争に動員される人びとは、人為的に死のリスクにさらされる。国の国際競争力のためとして、企業の低賃金を甘受せよと強制されたくもない。個人が生活できる産業と助け合いを再構築できれば、現代の生産力水準で、海賊や人殺しや戦争を好む人は出るはずがない。誰が威張ろうと関係ないという論理[79]にも、生存権を基礎にして社会のあり方を考える、媚びないで生活できるジェンダー平等の思想の萌芽が、あったのではないだろうか。

注

1　福澤諭吉（1835－1901）中津藩士の子。幕末期の３度の欧米体験を経て、西欧文明の導入による明治維新後の文明開化に、著作活動を通じて大きな影響力をもった。慶応義塾大学創設者。ジェンダーの視点からは、儒教思想を批判し、女性解放思想をいちはやく日本に紹介したことが指摘できる。1874年の『学問

のすすめ』では、男も人なり女も人なりとして、女大学や妾制度を攻撃した。男女同等論を唱え一夫一婦論を主張した。しかしながら、「社会の安寧」「社会の秩序」のために公娼制度は必要であると主張し、妾を養うことも芸者を買うことも隠してせよ、と隠匿論を述べてもいた。『福沢諭吉著作集第10巻　日本婦人論　日本男子論』の解説で西沢直子は、福沢の女性論の限界性と一貫性の欠如を認めつつ、福沢諭吉に対する高い評価と、その反面、福沢の女性論が社会的な規範として受け入れられることなく、むしろ相対する儒教的な規範が通念化された経緯は、日本の近代化を考える上で考慮すべき課題であると指摘している。

2　植木枝盛（1857－1892）高知藩士の子。藩校致道館に学び、1875年東京に出て、明六社や三田演説会等に参加、沢山の読書で新知識を吸収した。1977年高知に帰り立志社に勤務。これより愛国社、国会期成同盟、自由党という自由民権運動の中核組織で、常にそのもっとも精鋭な闘士として活動をつづけた。1884年の自由党解党後高知に帰り、ひろく社会改造の方向をめざす多くの論説を、1885年から88年にかけて『土陽新聞』に発表した。テーマは無産階級の地位の向上、封建的道徳の打破と市民的近代道徳の樹立、家父長制的家制度の廃止などであった。家永三郎は、植木の家族制度論を、当時における家族制度論として最高の水準を占めるものだと評価している。また高知県議会議員として地方自治のために尽力した。彼は1890年、国会開設にあたり、高知県から第１回衆議院議員総選挙に立候補し当選。1892年、第２回衆議院議員総選挙を前に36歳で病に倒れた。

3　植木枝盛「男女及夫婦論」第２章　婦女を軽賤する風習の起因　（土陽新聞　1986.11.18－12.22）　外崎光広『植木枝盛　家庭改革・婦人解放論』法政大学出版会　1971年

4　同上　p61

5　同上　p65

6　同上　p68

7　同上　p69

8　同上　p71

9　同上　p73

10　同上　p75

11　同上　p77

12　同上　p78

13　田辺繁子（1903－1986）1903（明治36）年京都生まれ、1938年３月同志社大学法学部卒業。同８月田辺平学と結婚、上京して学生のころから指導を受けたいと念願していた穂積重遠門下生となり、マヌ法典、ハムラビ法典における女性の地位の研究を行う。戦後民法改正にあたって、家制度廃止、男女平等の理念に基づいた民法制定に尽力した。1954年専修大学教授。中央教育審議会委員などを勤め、近代家父長制を擁護する視点（男女は平等であるが役割は違うとし、主婦の地位向上を求める）から家庭科教科書を執筆している。

14　田邊繁子『女性のための新民法 』 京北書房、1948年

15　同上　p14

16　同上　p16

17　同上　p17

18　同上　p18

19　同上　p19

20　『学問のすゝめ』1872（明治５）年－1876年。約70万冊が売れたという。 p6

冒頭部分。天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云えり。されば天より人を生ずるには、万人は万人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、万物の霊たる身と心との働きを以て、天地の間にあるよろずの物を資り、以て衣食住の用を達し、自由自在、互いに人の妨をなさずして、各々安楽にこの世を渡らしめ給うの趣意なり。されども今広くこの人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもある、富めるもある、貴人もあり、下人もありて、その有様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。その次第甚だ明かなり。実語教に、人学ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人との別は、学ぶと学ばざるとに由て出来るものなり。『福沢諭吉著作集』第３巻　2002年　慶応義塾出版会

21　堀孝彦『日本における近代倫理の屈折』　未来社　2002年

p11ペリーが日本を去る際、些細な行違いから、達之助たち末輩が身代わりに責任を負うという日本的解決法を表明した時のこと。ペリーはこれを見逃さず、相互の誤解は一方的な自己犠牲による、不満を内臓したままのハラ芸的な終わり方でなく、とことん言い合った上での納得ずくの解決こそ、将来へ向けての長い相互関係保持のために必須であると、子供に言い聞かせるように説明している場面がある。人間関係の、いわば市民的合意形成に関し、このような対応

は日本側には欠落していたものであろう。完全にこの流儀を理解できたかどうかはわからないが、近代的諸関係の出発点は、ここに始まる。

p13「レシプロシチ」こそは、福沢諭吉『学問のすすめ』第２編にいう「人たるものは、常に同等同位の趣意」であり、「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと言えり」につながる基本原則に他ならない。西欧近代の市民道徳の真髄である。

p13ここに「帝国的膨張主義」と、人間平等主義とが、あたかも何の矛盾もないかの如くに重ね合わされている。福沢はと言えば、ここに含まれる二重性の両面を正確かつ深刻に見て取った。だからこそ、西洋は恐るべき脅威と同時に、驚嘆との、油断ならぬ複合体と映ったのであった。対等な人間関係を力ずくでも「開く」という近代的市民道徳が、「開国」すなわち「対等」な市場開放と同じレベルで意識されている。近代倫理のもつ、形式的平等（抽象的普遍性）と実質的不平等（特殊性）との二面性が、早くもここであからさまに露呈している。

22　鹿野政直『戦前・「家」の思想』創文社　1983年。p22　幕藩体制下の「家」は、武士・町人・百姓で異なっていた。特に武士と町人・百姓では、婚姻形態や相続形態でかなり様相が違っていたが「世襲」を基本的な属性としたことは同じ。世襲すなわち永続性を属性とするかぎり、個々の成員に優越する独立した法人格をもち、成員を規制した。その意味で「家」は主体としての機能をもち、個人はその客体。

23　鹿野同上、p28　もっとも「世襲」の解体が強力に推進される反面で、「世襲」のふりまくイメージの高貴性は、ただ一家皇室へと集中された。ａ．1867年旧12月の王政復古令「神武創業の始に原つき」ｂ．1868年旧３月　長崎裁判所「御諭書」「此日本と云ふ御国には、天照皇太神宮様から、御継ぎ遊ばされた所の　天子さまと云が、ござって、是がむかしから、ちっとも変った事の無い此　日本国の御主人さま」ｃ．1868年　「京都府下　人民告諭大意」「天孫（てんしさまのごせんぞ）此国を開き給ひ、倫理（ひとのみち）を立給ひしより、皇統（おんちすじ）聊かはらせ給ふ事なく、御代々様、承継せ給ふて、此国を治め給ひ」ｄ．1869年旧２月　「奥羽人民告諭」「天子様は、天照皇太神宮様の、御子孫様にて、此世の始より日本の主にましまし」などはいずれも、血統の強調以外のなにものでもない。e. 1884年　華族令

24　森崎和江『買春王国の女たち－娼婦と産婦による近代史－』1993年　宝島社

p28　芸娼妓解放令の公布のあと、1873（(明治6）年6月13日、太政官は「凡私娼を衒売する窩主は懲戒40日。婦女及媒合容止する者は一等を減ず。若し父母の指令を受けたる者は、罪を其父母に坐し、婦女は坐せず」として、売買春にたいして、これを広義の姦淫とみなして処罰の対象とする条例をだした。

p28　1876（明治9）年1月の太政官布告でこの犯姦条例を廃止。娼婦取締りを警視庁と地方長官にまかせた。これによって、解放令とともにまがりなりにも管理売春を禁じ、性の人格化へ向かうかのけはいをみせた法規はなくなり、地方長官認可の買売春が、地区を限定された形で営業を開始した。公娼制である。

25　福島正夫「財産法」『日本近代法発達史』第1巻1958年

p13　布告につづいて出された司法省達で、「娼妓芸妓等雇入の資本金は贓金と看做」し、金銀をとり上げるといい、「娼妓芸期は人身の権利を失ふ者にて牛馬に異ならず人より牛馬に物の返弁を求むるの理なし」として、芸娼妓への貸金滞金債権の反公序良俗による無効を宣した。これは昭和10年の全国貸座敷業者大会で、公娼廃止が営業の自由を認める明治憲法の趣旨に反すると業者が決議したのと、好個の対照である。

p16　この法令は国際的な面目を立てるところに立法の動機があったので、当座を除いてその施行に真剣さはみとめられないのみでなく、その後の司法省の取扱をみると、なしくずしにこの法の効力を消滅させてしまったごとく。すなわち明治8年1月名東県に対する指令では、親の甲が貧乏で娘に因果をふくめて乙が媒介して丙の店に娼妓稼に身売りさせた事件につき、「不問に措くべし其身代金等は追徴の限に在らず」といっている。これに不審を抱いた京都裁判所は、このようならば前の法令は「已に御取消と心得可申哉」と伺い出たが、司法省はこれに対しては「壬申10月本省第22号布達存すると雖ども其売買の証拠を信認」しないのである、と指令した。これは言葉のあやで、実はごまかしにすぎない。廃止をせずにこの法令はいつとなく失効してしまった。

森崎前掲書　p26　新政府は全国の遊廓や遊女屋の女たちを解放した。帰るところのない女たちが生計に困って私娼になる。遊廓業者のまきかえし運動とともに、私娼弊害論が有力化した。遊廓がないと街娼がふえて風紀が乱れる、遊廓は貧しい階層の女を救う制度だ、という論旨。政府でも先進諸国の人権擁護論と国内的な存娼論とを、矛盾なく整える方法を模索、そして娼妓解放令の実施後、新規に売春を業とする場合は、地方長官の権限に一任する方法がとられ

た。地方長官は地元の実情の応じて、娼妓の自営業を認めることとした。これは人身売買的な年期奉公ではなく、各娼妓の自営業と、娼妓に座敷を貸す貸座敷業とを、出願者に免許鑑札を与え、税金を納めさせて認可する方法である。福岡県では。解放令で禁じられた年期制、前借金制、養女制をやめて、娼妓芸妓の別なく、ともに芸者と呼んで自営業をさせる。彼女たちに座敷を貸す茶屋、料理屋、遊廓を貸座敷業とする。こうして前借金による身柄拘束のない、西欧でも認めている自営業である私娼を認可する、としたわけだった。

26　有地亨『近代日本の家族観　明治篇』弘文堂　1977年 p38　明治３（1870）年12月に公布された新律綱領では、養老令の５等親族制にならい、妾は妻とともに夫の二等親の親族関係とされて、妾に配偶者としての地位を公認し、妾の生んだ子は三等親であり、妾、妾の子いずれも妻、妻の子と同様に、夫、父に対して当然親族関係にたち、夫の家に入籍することができた。

27　同上 p39　明治13（1880）年７月に公布、同15年１月から施行になった旧刑法では、妾の存在は一切否定され、新律綱領以来公認されてきた妾制度は明治14年末で法律上一応は消滅した。石井良助「明治初年の婚姻法」（中川善之助他編『家族問題と家族法Ⅱ　結婚』1957年）p228　万国と併立するために一夫一婦の正道にならい、断然妾を廃すべし（神田孝平）などが多数をしめ、妾の存置に賛成するものはわずかに２名。

28　森崎前掲書 p20

29　同上　p29－30

30　藤目ゆき『性の歴史学　公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版　1997年　1871年の民部省達、72年大蔵省第127号布達、72年10月太政官達第295号（娼妓解放令）、73年東京府令第145号（貸座敷渡世規則・娼妓規則）、73年改定律令第267条の私娼取締条項、76年太政官布告第１号と警視庁布達の売淫罰則、といった一連の法令によって基礎づけられる。

p88　欧州起源の近代公娼制度の本質は、女性を犠牲にした軍隊擁護にある。

p90　ここに誕生した制度は前近代の公娼制度とは異質であった。

p89　近代日本の公娼制度は、1971（明治４）年の民部省達、72（明治５）年大蔵省第127号布達、72（明治５）年10月太政官達第295号（娼妓解放令）、73（明治６）年東京府令第145号（貸座敷渡世規則・娼妓規則）、73（明治６）年改定律令第267条の私娼取締条項、76（明治９）年太政官布告第１号と警視庁布達の売淫罰則、といった一連の法令によって基礎づけられる。明治新政府は、欧

州の売春統制を学び、これをモデルとして公娼制度を、近代的に再編成した。近代公娼制度の確立に重要な役割を果したのは川路利良。1872（明治5）年9月から約1年欧州各国の警察制度を視察。パリで「辻君規則」、ベルリンで「規則」、性病検査にも臨場した。

p90　近代公娼制度の特質の第1は、その機軸たる強制性病検診制度である。これは開国と同時に欧州からもたらされている。近代公娼制度の特質の第2は、人身売買否定の名目になって、娼妓の自由意志による「賤業」を国家から救貧のためにとくに許容するという欺瞞的偽善的なコンセプトである。

p91　1872（明治5）年の娼妓解放令は人身売買の禁止を明言した。が、その直後の貸座敷・娼妓規則によって、人身売買は禁止するが自由意志の営業なら容認するという名目が成立する。やがて90年代（明治23－32）の自由廃業運動を背景として1900（明治33）年、坂井フタ裁判で大審院が自由廃業の権利を認めるとともに、公娼制度の全国的統制を図る内務省令第44号「娼妓取締規則」において自由廃業の規程が明文化されたことによってこの名目は完成する。同年に始まる大熊キン裁判において02（明治35）年の大審院判決が娼妓の前借金返済義務を認めているように、名目的に廃業の自由があっても、他に借金返済や生活の方途のない者は娼妓を続けるしかない。自由意志の営業という名目は、彼女たちは廃業が自由であるにもかかわらず自らの意志で売春を続けている、という幻想を作り出した。売春を女性の責任にのみ帰する近代的イデオロギーの基礎はここにある。これは国家が売春を認めるのは貧窮層を憐れんでのことであるとの偽善で粉飾された。

p92　貸座敷・娼妓規則と私娼取締は、公権力の統制の下で行われる売春のみを合法とし、統制外で行われる売春を犯罪とする。これは国家による女性の身体的自由の剥奪というメダルの表裏だった。従来、公娼制度を国家が売買春業から超越した存在であるかの如き錯覚をもたらす。実際には国家は、売買春から搾取・寄生する主体であり、公娼制度は人民からの経済収奪機構であった。国家は、国家の管理外で認可を得ずに行なわれる売買春を「密淫売」として非合法化し禁圧することによって女性の性の売買の権利を独占し、特権業者を通じて売買春から搾取する。貸座敷と娼妓からの徴税は、密淫売の摘発よりもはるかに安定した、10倍以上の恒常的収益をもたらした。鑑札公布による公娼制度を確定した貸座敷・娼妓規則では、貸座敷には5円、娼妓には2円の鑑札料の毎月徴集を定めた。かような東京の規定が全国府県の範になり、全国的に適

用された。

31　福島正夫『日本資本主義と「家」制度』1967年　東大出版会　p125。「家」という場をとおしての国家による民衆把握への要求

鹿野政直前掲書、p39　1．1870年旧９月　太政官布告で平民は苗字を称することを許される。身分差別撤廃の１指標とされるこの布告は、同時にそれまでの家族共同体を国家のがわにひきよせて再編しようとの意図。「家」の通称であった屋号のほかに、あたらな名称を「家」にもたらすことを意味した。商家で重きをおかれていた屋号は、民間の慣行たるにとどまるにいたる。２．1872年旧８月「自今苗字並屋号共改称不相成候事」という太政官布告。３．1874年１月子弟が父兄と苗字を異にすることおよび分家が本家と別姓を唱えることを禁止する指令。４．1875年２月　太政官布告「自今必苗字相唱可申」と、苗字が強制されることとなった。５．1876年１月　同姓同名の場合も改名だけにかぎると強化。６．「世襲」の解体と交錯するように、苗字というシンボルの普遍性が打ち立てられ、本家・分家関係をふくむ一族の掌握を容易ならしめた。こうした人々の弁別は、徴税・徴兵・教育、犯罪人指定などあらゆる施策の必須の前提としての意味をもつこととなった。

32　森島通夫の説明の拙訳。Michio Morishima “Japanese Enterprise as Private Sector Bureaucracy”（Hiroshi Hazama “The History of Labour Management in Japan” MACMILAN PRESS 1997）所収、前書き部分のP22－40で、森島はThere are profound reasons why Japan is different.と問題をたてて、説明している。

33　同上。それは、明治以後日本の家族は一般に小規模で、家族の一部とはみなされない家族のなかで生活する女中と男の召使いを持つことを意味していた。したがって、日本においては、普通家族内で見られる愛情は家のなかで生き働く家事労働者には拡大されなかった。商人家族は、しかし、違っていた。商人家族では、特に起源を徳川期に戻ることのできる家ではとりわけ、家族の子供たちと彼らと一緒に暮らした雇い人の間に拡大した家族の愛情が生き残った。

34　戸籍制度の整備。　鹿野前掲書

p40　戸籍制度の整備、草創期の明治政府にとっての緊要性。理由、１．幕末維新期という権力の一種の空白期に排出した無籍人・脱藉人の掌握のため　２．できるだけ正確な日本全体の戸口調査を行うため　３．単位の戸を「家」として家族道徳的に規制するため

p41　1871年の戸籍法の公布、1872年の壬申戸籍の編成。しかし、戸籍は成立した瞬間から実態との乖離をはじめる。第1に、人びとの移動性がつよまるにつれ、戸籍への記載とのあいだに否応なく距離。第2に、戸籍の筆頭者である戸主と「戸」を管理しようとする国家とのあいだの矛盾。戸籍上の変動は戸主の届出によっておきるが、「戸」＝一家をまもろうとする戸主の意志は、戸籍の記載に虚構をうみがち。

p41　1886年　より整備された戸籍制度

p42　戸籍制度によって、全人民を「戸」を単位として国家に登録する制度をつくりあげる一方で、政府は、その「戸」の内実の規制を漸次つよめた。1898年のいわゆる明治民法にいたる過程。第1に、従来の慣習への公権力の介入の頻度の増加、第2に、民法編纂への曲折する経緯。

35　慣習への公権力の介入過程　鹿野同上。『全国民事慣例類集』　婚姻や離婚や相続が、おおむね「親族共同体と村落共同体の行為であった」という事実。

p44　『明治前期家族法資料』第1巻第2冊所収の「平民家督相続順位」の項について。これによれば、少なからぬ地域で必ずしも長子相続制と定まっていないのが慣例であったのを（三重県志摩の末子相続制なども、それに入る）、「華士族同様」の基準をもって長子相続制に改変しようとの国家の意志。その場合「士民の区別無之」という建前としての平等観が、道徳上で庶民の華士族へ

『家族 』 家族問題と家族法１　酒井書店.1957.2.

pp430-1　徴兵令によれば、男子が17才に達したとき、または徴兵適齢に達したときに、戸主からこれを戸長へ届け出るべきものとした。この制度の構造は、徴兵という行政事務において、戸主が末端の国家機関となっていることを示す。1889年１月の大改正で、戸主免役も一掃され、国民皆兵はここに初めて完成した。戸主免役は廃止されたけれども、戸主の届出義務は、国民皆兵制の下に存続した。

47　中村正直（1832－1891）幕府のイギリス留学生監督として渡英。明治３年(1870年)、サミュエル・スマイルズの『self help』を『西国立志篇』の邦題で出版、100万部以上を売り上げ、福澤諭吉の『学問のすすめ』と並ぶ大ベストセラーとなる。明六社を結成した。

48　星新一「中村正直」『明治の人物誌』（1978年）新潮文庫 1998年 p35　なお、その影響について、P37　私の父（星一）が「西国立志編」にとりつかれたのは、明治25年ごろ。依然として本は新鮮さを失っていなかった。そのごのアメリカでの苦学時代、それを読みかえしながら、自身へのはげましとしたという。

49　福沢諭吉「日本婦人論」『福澤諭吉著作集　第10巻　日本婦人論　日本男子論』明治18年６月４日－12日　時事新報社説　p13

50　福沢諭吉『福翁自伝』講談社文庫　1971年　初版 1999（明治32）年

p192私はただ漢学が不信仰で、漢学に重きを置かぬばかりでない、一歩を進めていわゆる腐儒の腐説を一掃してやろうと若い時から心がけました。ソコで尋常一様の洋学者や通詞などというような者が漢学者の事を悪くいうのは普通の話で、余り毒にもならぬ。ところが私はずいぶん漢書を読んでいる。読んでいながら知らない風をして毒々しい事を言うから憎まれずにはいられない。他人に対しては真実素人のような風をしているけれども、漢学者の使う故事などはたいてい知っている、というのは前にも申した通り、少年の時からむずかしい経史をやかましい先生に授けられて本当に勉強しました。左国史漢（支那の代表的史書とされている春秋左氏伝、国語、史記、漢書の略称）は勿論、詩経書軽のような経義でも、または老子荘子のような妙な面白いものでも、先生の講義を聞きまた自分に研究しました。これは豊前中津の大儒白石先生の賜である。その経史の義を知って、知らぬ風をしておりおり漢学の急処のような所を押えて、話にも書いたものにも無遠慮に攻撃するから、これぞいわゆる獅子身中の虫で、漢学のためには私は実に悪い外道である。かくまでに私が漢学を敵

にしたのは、今の開国の時節に、ふるく腐れた漢説が後進少年生の脳中にわだかまっては、とても西洋の文明は国に入ることが出来ないとあくまでも信じて疑わず、いかにもして彼らを救い出してわが信ずるところに導かんと、あらん限りの力を尽し、私の真面目を申せば、日本国中の漢学者はみな来い、おれが一人で相手になろうというような決心であった。ソコで政府を始め世間一般の有様を見れば、文明の教育やや普しといえども、中年以上の重なる人はとてもとても洋学の佳境にはいることは出来ず、何か事を謀り事を断ずる時には余儀なく漢書をたよりにして、万事ソレから割り出すという風潮の中にいて、その大切な霊妙不思議な漢学の大主義を頭から見下して敵にしているから、私の身のためにはずいぶん危ない事である。

51　福島正夫「財産法」『日本近代法発達史』第１巻1958年

p10　明治元年４月に設置された商法司が５月に布達した商法大意。これは問屋株その他株仲間の独占を廃止し、売買の自由を認めるもの。明治２年１月の諸道関所の撤廃。本当に国民全般に対して自由な経済活動の門を開いたのは、明治４年７月の廃藩置県以後。これは社会的身分の解放と密接に関連。権利主体つまり人の身分的差等および制約の除去、水準化した国民の創出。

p11　廃藩置県で封建的家臣団は究極的に解散され、失職した士族は官途につきあるいは他業に転じ、あういは失業者の群に投じた。明治３年９月、平民に苗字、４年８月華士族との通婚、服装の禁止も廃止、エタ非人の称も廃止。
４年12月、華士族は農工商の職業を許された。

土地については、明治４年９月田畑勝手作許可、５年２月田畑永代売買の解禁。５年８月、大蔵省布達、農民が商を兼営許す。農村における優劣の家格（家抱、水呑、草分など）を称することを禁止。５年８月、太政官布告、地代家賃および雇人給料は、制限をやめて自由契約できめるものとした。前述したマリア・ルーズ号事件に関連して出された明治５年10月の太政官布告は、人身売買を禁じ、芸娼妓解放令。雇用についても徒弟の場合７年、一般は１年に、その期間を限定した。この法文の言辞は痛烈で、はげしく従来の人権無視を非難している。さらに明治５年10月の司法省達は、訴訟上での尊卑、官吏華士族平民の別を廃止。明治４年１月、利息制限を撤廃し相対示談でとりきめる太政官布告。明治６年７月、古来禁制の米麦輸出許す。このようにして、ほぼ１年半の間に、あいついで封建的な制限拘束の廃止。明治４－５年は解放のピークをなす時期。

同上、p15　財産法の面でいえば、個人は家の枠から完全には独立しなかったという点が特筆すべき。家族員の財産所有能力が家の制度と関連して限定されていた。司法省内務省の取り扱い。明治９年司法省は太政官に対する伺書のなかで、次のような法理。「本邦..特に戸主の法ありて戸戸に戸主を立て一戸籍中の者は家族と称し其管轄保護を受く可く且其戸籍に属する財産は皆其戸主の所有に非さるは無し。故に其戸主万一負債累積して身代限の処分に至るや..子弟に別事業を為さしむるも戸籍を分けて別家を為ささるに於ては法律上に対し右の訳を以て戸主の財産に非さることを陳述することを得さるなり」。これは戸主の身代限の場合だが、その原理は、戸主の管理する家産の範囲に家族員財産を包括して、家族員の財産法上の地位を著しく制限している。このような取扱いは、明治17－18年においても行われている。家族員（子弟）が他所に寄留したり、官員として奉職したりして、戸主と別個に居住している場合に、戸籍上は一家であることを理由として、戸主の身代限の効力を家族員の財産に及ぼしている指令あり。独立の営業を営む家族員は分家して独立の戸主となってこの責任をまぬかれねばならないが、その許否は戸主の一存にゆだねられていた。けれども、土地、不動産、記名公債などにおいては、解放されるに至ったこと。

53　渋谷隆一『高利貸金融の展開構造』2000年　日本図書センター　利息制限立法の廃止過程（明治２（1869）年４月－６（1873）年２月）

p570　利子率は法定利率によってではなく、貸付資本に対する需要供給関係によって決定されるということに、端的に示されている。

こうした利息制限法批判は、日本の近代化を急ぐ開明的な新政府の指導者に無批判にとりいれられた。そのきっかけ。明治2年4月、鈴木唯一「利息の定限を可廃止の議」否決。

p572　廃止実現は、明治４年１月。当時新政府が封建制度の解体およびその諸規制の排除を相次いで行ったいわば「身分解放のピークの時代」であり、利息制限立法もかかる一環として廃止されたものと考えられる。太政官布告第31号　貸金銀利息之儀是迄定制有之候処　自今貸借双方之者相対示談之上利息取極め　貸金証文へ急度書載取引可致　然る上は金子貸渡候砌、前利に引落候抔の取引致す間敷　若相背に於ては双方とも可為典事者也。５年11月の国立銀行条例との矛盾。６年２月　然る上は以下を削除。利子自由放任政策の実現。

54　同上 p570ペリーの著書は箕作麟祥訳『官版経済原論　貨幣説』第９巻

55　同上 p571　小幡篤次郎訳『英氏経済論』第８巻

56　利息制限法の再現過程（明治8（1875）年12月－10（1877）年9月）同上書

p574　民間の利息制限法実施を求める声。藤田九十二（明治6年11月）「我邦にて銀行及び貸付けの諸会社ありて貸借の方法大に隆盛なり。然れども利息の割合甚だ不平均にして且不道理なり。年に2割なるものあり、4割乃至6割なるものあり。p575　明治8（1875）年12月、司法省「金銀貸借利子制限法布告案」作成が第1歩。「第1条　裁判上に於て一カ年1割2銖より多からざる割合と相定候事」など、明治9年月「金穀利息条例案」作成。元老院に提出されず。その後に作成された利息制限法案は、9年12月に法制局で成案となり、10年2月から院議、9月公布された。提案理由「今日経済上に在て利息制限法を立てるは人身保護上最も急務なり」と指摘。

p579　利息制限法の審議過程と成立をみた条文の特徴 p576　元老院で10年2月5日より3度にわたって審議。反対意見（楠田英正、秋月種樹、中島信行）と賛成意見（河野敏鎌、大給恒、細川潤次郎、神田孝平、水本成美、斉藤利行）との対立。

p579　反対意見の論拠は、司法省顧問ボアソナードの性法理論。たとえば利息契約は、「元来人と人とすることにて其時の都合によりては如何様の高利にても貸借することあるべし…金を貸す人多き時は利子は安くなり貸す人少なき時は高くなる」（中島）、高利貸の弊害は帰するところ「民利の興らざる」（楠田）こと、「貨幣の少なきと契約の蜜ならさるに因る」（中島）から「今日天下人民の貧を救ふ道なき上は利息の制限を立つるも其効なく却って融通を妨ぐること」（秋月）というもの。p579　賛成意見も利息制限法によって高利貸の弊害が除去されるとは考えておらず、金融梗塞→高利貸の跳梁→身代限の増加など「現今実際の弊を除くに於いてはヤムを得ざる」法律であって、「此法出るときは人民も幾分か利益を得へし」（斉藤）

p580　特徴。第1に、法定利率が一般貸借金利よりも低く、しかも借入元金別に重層的に決定されたこと。この法定利率の重層性は、我国特有の規定。徳川時代の質屋に関する法制によったものらしい。第2に、非罰則主義をとったこと。同法は違反者に対してなんらの罰則規定をも設けず、ただ裁判上無効とするだけで債務者に法的保護を与えたにすぎない。

57　松方デフレ期の議論　同上書　自由放任主義の経済学に立脚した利息制限法撤廃論。不換紙幣の乱発によってインフレの昂進した 1881（明治14)年頃と、綿紡績業を中心とする企業勃興期の明治21（1888）年ころ。

p585　西郷純（明治14）。物価の変動を法律で統制できないのと同様に、「民間利息の高低するや恰も物価の高低の理に同じく之を平均せしむる」ことは到底不可能とし、利息制限法施行後に発生した諸弊害、たとえば「金融梗塞をして愈甚だしきに至らし」、「棒利転利抔と唱へ或は手数料若くは周旋料と称して種々の名を附して名聞金を取る」ので、低利どころかかえって高利と指摘。彼は「社会の進歩は之を自然放任するより善且美なるはなし」との見方。ボアソナード（明治14）「百般事物の価格は経済が市場の憲法とも称すべき需要供給の法則に支配せら」れているのであって「法律上の利息制限は之を経済上より論ずるときは到底廃せざる可らず」。しかし「百円未満の借入は百円以上の借主と比すればほとんど皆細民なり。されば此等の者には宜しく其利子を低ふして一層の保護を為すを要すればなり。然るに規定之に反対するは何故ぞや…金額の多寡に依り救護に差異を設くるは到底其理あるを知らざるなり」と少ない額により高利を認める体系の不合理をついている。

保護主義の立場からの改正論は、松方デフレの深刻化した18・19（1885・86）年に集中している。前田正名、古橋源六郎、マイエット。秩父、静岡両事件にみられた高利貸征伐（焼打ち、負債据置き、長期年賦償還の要求）に対処し、小農民の保護・救済を訴えたもの。　松方デフレ期、これらの方策は実施されなかった。

p592　司法省の改正作業は、おそらく自由主義的かつ緩留性を基調としながら、現行利息制限法に新たに違反者に対する罰則規定をとり込もうとしたものと思われる。だがこの改正の試みは、松方デフレの終息、農家経済の回復と相まってついに実現しないでしまった。（この評価はどうかな。高利貸の土地集積＝寄生地主制度の成立による安定は、高率小作料と低賃金をもたらした）。

58　同上書 p586前田正名は当時農商務省大書記官。日の記載はされていない。

59　同上書 p586　古橋は愛知県北設楽郡郡長

60　同上書 p587　マイエットは当時農商務省調査役

61　稲田雅洋「民衆運動と＜近代＞」困民党研究会編『民衆運動の＜近代＞』1994年　現代企画室

p22　負債農民騒擾は、全国で60件以上起こった。84年が全体のほぼ７割、地域的にはいわゆる東山養蚕地帯が圧倒的におおい。騒擾がおこった直接的な理由は松方デフレ。デフレによって1881年から83年までの間に、生産物価格が物によって４分の１にまで急落し、そのため農民の収入が激減し、地租滞納者が

急増、負債に苦しむ農民が多数でた。

p23　政府は1872年５月、土地永代売買解禁。その後土地にかかわる法令を次々に。明治政府による新しい土地法令は、近世農村の２つの土地慣行を完全に否定した。つまり１、金子有合次第請戻し慣行。それは流地後の担保地の変換要求であり、契約を重視する近代法の原理とは相容れないものとして廃止された。第２は流地により借主は返済義務はなくなるやり方である。新制度では、期限切れの借金は、流地によって決済するのではなく、担保値を糶売（競売）して返済することが義務づけられ、それが利子と合わせた金額に満たない場合には、さらに他の土地も糶売につけ加えなければならなかった。さらに糶売の対象とする土地がもはやなくなった場合には、身代限処分を受けざるをえないとされた。

p23　政府は、土地法令についてはフランス法をモデルとして作成。近代私法の基本原理の１つは私的所有権の絶対的な擁護。したがって、土地を担保として貸借の場合に重視されているのは、あくまでも債権者の権利の保障である。つまり、債権者には元利金と等しい価格をもった土地を得る権利が与えられなければならない。この点からすれば、糶売や身代限処分などの規定は当然であった。そして、この新しい決済方法は、書入地については、1873年８月23日の「動産不動産書入金穀貸借規則」により、また質入地についても、翌　74年６月８日の司法省令により規定された。

p24　このように、債務不履行の際の担保地の扱い方が大きく変化した。ただ、これらはあくまでも法的な規定であり、流地による決済はその後も実際には行われていた。特に1870年代半ばから後半は、西南戦争後のインフレ期で、貸主（債権者）にすれば、担保地の糶売による元利を受け取るよりも流地によって担保地をもらった方が利益が大きかったので、従来の方法を変える必要はなかった（糶売の売却代金が元利を超えるときは、借主＝債務者に超過分を返却するという規定があった）。また、借主の方でも、長くなじんだ決済方法にとりたてて違和感はなかった。

p24　しかし、デフレ期になると事態は変わってきた。物価の急落につれ土地価格も下落したので、債権者は担保地を流地としてそのまま受け取ったのでは、貸金の元利合計を保証されず、損益を被ることになった。そのため貸主の地方銀行や銀行類似会社などの金融機関は、新しい貸金の決済方法を積極的に採用。するとデフレのため糶売代金は元利金に満たないから、負債者は他の土地をも

処分しなければならなくなった。たとえば土地価格が３分の１に下落していれば、元利金を払うためには担保地の３倍の土地を売る必要が生じた。しかし小農民の所有地には限度があり、すべての土地を売っても借金の元利金に満たない。その場合は身代限処分とならざるをえないのだ。

p24　こうして1882年から、負債による公売処分者および身代限処分者は急増、身代限処分者は以後３年間で６万３千人以上。1884年から86年の間に全国での土地所有権の移動は、全耕地の約36%に及んだと推定。それは戦後の農地改革をしのぐ規模であり、この時期が日本の土地制度史上において、大きな転換期であったことを物語っている。

p25　農民にとって土地は最も基本的な生産手段であり、その喪失は小農民としての生活の破壊につながる。しかし、債主は自らの営業を守るために、新しい土地貸借法令に依拠して債権の取り立てを強行する。だが、負債農民はそうした行為を、土地を奪い取り、農民経営を破滅させ、ひいては村落共同体を解体に導く非情で過酷なものと受け止め。両者の対立はのっぴきならなくなった。

p27　理念的にいえば、近代、近代的私有権とそれを守るための近代私法と民衆の文化との対立であった。この意味で、負債農民騒擾を単純に自由民権運動の一環とは、みなせない。

62　構成劇「遺族の民権百年」p43自由民権百年第２回全国集会報告集『自由民権運動と現代』1985年三省堂

63　小野浩「福島県菊多郡上遠野の困民党事件」前掲『民衆運動の＜近代＞』所収

64　高橋裕文「茨城県久慈郡大田町周辺における負債農民騒擾」

65　ムハメド・ユヌス『貧困のない世界を創る　ソーシャル・ビジネスと新しい資本主義』早川書房　2008年

66　杉山弘「『延期党』の顛末」同上書の飯野道徳は、『門と倉』のおばあさんと重なる。埼玉県男衾郡畠山村の負債農民騒擾における飯野道徳の貸金取立は、負債農民たちの実感では「其過酷なること言語に難尽」。「借財を年賦、或は5カ年間置据へ、又たは頼母子延会することが負債農民の要求。

p198　貸付期間は６ヶ月。返済不能の場合の勧解裁判の費用を請求する。貸付手数料（貸付金20円までは12銭５厘、50円までは13銭５厘、100円までは15銭５厘)。期限のはるか以前から催促。

67　永原慶二・中村政則・西田美昭・松元宏『日本地主制の構成と段階』1972年

東京大学出版会。pp504－510　地主制の創出についての中村政則によるまとめ。

68 『遠山茂樹著作集』第1巻　岩波書店　1991年。335p

69 五箇条の御誓文（1868年4月6日）は、明治天皇が公卿や諸侯などに示した明治政府の基本方針

一、広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ　一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ　一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦ザラシメン事ヲ要ス　一、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ　一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

70 鹿野前掲書

p29　村からの「家」の分立、「家」からの個人の分立を促し、余儀なくしようとの政策は、そののち国民皆学制＝義務教育制と、松方財政で、特徴的に推進される。国民皆学制は学制にはじまるが、その理念は、実学のすすめとならんで、立身出世のすすめ。学制「被仰出書」は「学問は身を立るの財本」、「道路に迷い饑餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不学よりしてかかる過ちを生ずるなり」。学制の理念の原型をなしたと目されるのが、福沢諭吉『学問のすすめ』、中村正直『西国立志編』。学校教育の方針は、1881（明治14）年政変を契機に文明開化ふうから儒教ふうへ、さらに国家主義へかわるが、ここでうちだされた「立身出世」と「立志」の理念は、そののち永く国民をとらえてはなさなかった。なお鹿野は「立志」のすすめの成立は、5つの点で社会意識の変化を助長したとしている。1. 身分を天与のもの＝不動のものとする意識をゆさぶった。2. 村や「家」からの個人の分化を促した。3. 個人の能力を本位とする社会像が浮上したが、それは競争原理による秩序への途をひらいた。4. 「立志」のすすめは事実上、男性に向けてのよびかけ。その意味で、男性における「立身出世」という徳目の成立の反面として、女性における「良妻賢母」が唱道されることになる。5. 「立身出世」は、本来、個人原理への帰向でありながら、実際には「家名」をあげるという意識、「家」を再興するという意識でうけとめられた。

71 地方官会議のとき、河野広中はすでに土佐の西山志澄とともに傍聴人グループの組織者であった。8（1875）年8月、故郷に帰るや、石川村の同志吉田光一らとはかって、その地に石陽館をひらき、石陽社を設立して、活動家の育成にあたった。

石陽館の細則は、土佐の立志学舎などの経験にならって、しだいに整理されていったらしく、12、3年ごろになると本科員と科外員との区別ができ、さらに本科員は甲乙丙の三組に分けられて、かなり高いレベルの学習がおこなわれた。

そこには、モンテスキューの『万法精理』、スペンサーの『社会平権論』、ルソーの『民約論』、ミルの『自由之理』、リーベルの『自治論』などの当時評判の新刊書がとりいれられている。細則第５条には「論弁研究ノタメ、毎土曜日ノ夜ヲ以テ演説或ハ討論ノ会ヲ開キ、一般学員ヲシテ出席シ、弁論討議セシム」とある。（色川大吉）

72　大石嘉一郎「自由民権運動の「基本的人権」論とその基盤」『基本的人権』第２巻1968年　東大出版

p96　第１に植木枝盛によって体系的に展開された自由民権論では、権力対自由の問題が、絶対主義権力対市民的自由の対立として正しく捉えられ、市民的自由にあって、言論思想や人身の自由が、民間の工芸、生産や勤労、事業および生活の自由と切り離すことのできないものとして主張された。そこでは、財産権＝所有の自由と勤労＝営業の自由が、市民的自由の基礎として理論的にほぼ定型化されていたとみることができる。第２に、「人民の国家を結ぶ所以のものは、生命を保ち、自由を保ち、財産を保たんが為に非ずや」（植木『無天雑録』巻３）という、国家とは人間が自然に保持している生命・財産・自由を一層安全に確保するために人間相互の契約によって成立したものとみる社会契約説を基礎にしていた。第３に、抵抗権。

p98　自由民権運動が、もっとも広範な民衆の支持をえて、もっとも積極的に要求した現実的政策は、第１に立憲政体の樹立ないし立法権の確立（国会開設と地方自治)、第２に租税・公課（とくに地租・地租割）の軽減、および条約改正であった。　第２の租税軽減要求の論拠として、租税・公課の重圧が人民の利害を阻害し、民間の工芸、生産、金融の自由な発展を阻止していることが論じられ、他方でそれと対置された、その租税収奪を基礎とする一部特権商工業者への保護勧奨（干渉）政策に対する批判が展開された。自然権として理論的に基礎づけられた、財産権＝所有権の自由、商品生産＝営業の自由とは、そのような租税・公課の重圧からの自由であった。

p102　植木は、地租改正の結果、農民が高率・金納地租を納入するために、無理に商品経済にまきこまれ、やむなくその所有耕地を書入・質入せざるをえなくなった、という現実認識の上に、かかる状況を救う究極の方法は、「専制無

限の政治を棄て、全国人民に参政の権利を許」す以外にないと、主張する。立志社建白をささえている民権論。

73　自由民権運動の意義　下からの民主主義の可能性　色川大吉『自由民権』岩波新書　1981　pp222－224

74　家永三郎『植木枝盛研究』1960年　岩波書店　pp681－706

75　中江兆民『三酔人経綸問答』(1887（明治20）年)　岩波文庫　1965年　桑原武夫、島田虎次の訳文から　p45

76　同上　p53

77　福田英子『妾の半生涯』岩波文庫　1958年　(1904年出版)

78　大木基子『自由民権運動と女性』ドメス出版　2003年

p33　自由民権運動の中で主張された「民権」が実は男性の権利、つまり「男権」にすぎなかったという反省は、俊子が民権運動の舞台を退いたのちに、男性民権家から出された。すなわち「民権の文字は男女を兼ぬ可きの道理なれども世人民権と云へば一般に男子に属する者と黙認せり」(「女権伸張の方法如何」第二『東京横浜毎日新聞』1885年８月22日）と。この論説は「民権を男権なりとせば一方には男権を主張し他方には女権を主張するも少しも理に悖るなきことと信せり」と続けて、女権伸張の具体策として、教育・職業・財産所有を提案した。「男権」である「民権」は国会開設・憲法制定という国家レベルの政治的要求に集約されていたのに対し、「女権」は、教育・職業・財産所有というきわめて日常的な生活レベルの課題に集約されたのである。この論説は「民権」が実は「男権」にすぎなかったことを認めた点で、俊子の「同胞姉妹に告ぐ」の主張をあと押しするものであった。しかしそれは「民権の文字は男女を兼ぬる可きの道理」ということそのものを追いやったうえで「女権」伸張を考えていたから、「女権」の中に「民権」の要素つまり政治的権利を含まなかった。それゆえ、政府が立憲体制を整備するにつれ、「男権」たる「民権」を一定程度認めながら、本来「民権」に含まれるべき「女権」を全面的に否定しても、対抗することができなかった。

p34　こうして男性民権家によって提案された「女権」は、日常生活レベルのことに集約されていたがゆえに、やがて巌本善治が『女学雑誌』で主張する「女学」と流れを同じくすることになる。「女権」についてのこのような考え方に対して、日常レベルにおける男女平等・同権はもちろんだがそれで十分だとせずに、「女権」の中に「男権」的民権、つまり政治的権利を含めるべきだと考

えていた女性民権家が、ややおくれて現れた。山崎竹と清水豊子である。

79　牧原憲夫「政事と徳義　困民党の歴史的位相をめぐって」困民党研究会編『民衆運動の＜近代＞』1994年　現代企画室

p46　西南戦争後のインフレのなかで国会開設の建白・請願運動が最高潮に達した1880（明治13）年暮の「窮民ども」代表の口ぶりが、それをよく示している－「八公は此のせつ３度が３度ながら真正の飯を食う奴は、月給取か行険者（やまし）か左もなくば盗賊だと云ひ、又熊的は鯰の子が地震になろうが、赤髭が威張ろうが、琉球人が将軍になろうが、米さへ安くなって元の様に１日３度づつ米の飯が食はれれば、己達は外に望みも願ひもなし」（『東京日々新聞』12月６日）。